

熊本県国土強靭化地域計画

(素案)

令和8年（2026年）●月

熊 本 県

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	3
第2章 本県の地域特性	5
第3章 これまでの取組みと成果	20
第4章 脆弱性評価	21
第5章 強靭化の推進方針	25
第6章 計画の推進	89
【別紙】	
脆弱性評価結果	92
取組主体・関係機関等一覧表	137

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災（平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下、「国土強靭化基本法」という。）が公布・施行された。そして、平成 26 年（2014 年）6 月には、同法に基づき、国において「国土強靭化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定された。

これまで本県では、平成 24 年（2012 年）の熊本広域大水害や平成 28 年（2016 年）熊本地震など幾度となく大規模災害に見舞わされてきた。このため、こうした大災害が、いつ、どこで発生してもおかしくないと認識の下、国の国土強靭化に関する動向も踏まえ、平成 29 年（2017 年）10 月、被害の最小化と、迅速な復旧・復興へつながる「熊本県国土強靭化地域計画」を策定した。その後、令和元年（2019 年）には「取組一覧」を作成して計画の充実を図るなど、着実に国土強靭化の取組みを進めてきた。令和 3 年（2021 年）12 月には、令和 2 年 7 月豪雨や新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、本計画の改定を行ったところである。

計画に基づくこれまでのハード・ソフト両面の取組みにより、関係機関とも連携した防災・減災、災害に強い熊本づくりは着実に進んでいる。国では、令和 7 年（2025 年）6 月に、現行の基本計画に係る中期的な実施計画である、「第 1 次国土強靭化実施中期計画」を策定するなど、国土強靭化の取組みの加速化・深化を図っている。

このため、近年の社会環境の変化や災害から得られた教訓、国の計画の見直し等を踏まえ、策定から 5 年目を迎えた本計画を見直し、県民の命、健康、安全・安心を守る本県における国土強靭化の取組みを更に推進していくこととする。

2 計画の位置づけ

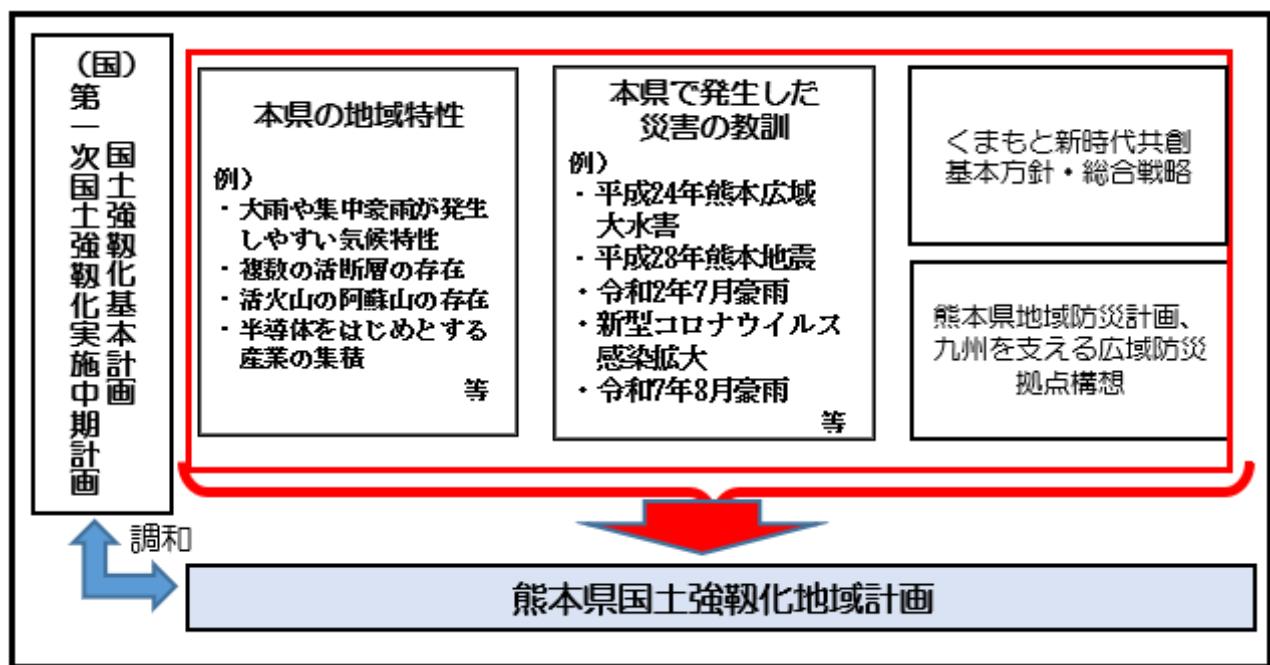
「熊本県国土強靭化地域計画」は、国土強靭化基本法第13条の規定に基づく、本県における国土の強靭化の指針となるものである。

地域計画は、国の基本計画と調和を保つとともに、本県の地形・気候等の地域特性や、これまで発生した大規模災害の教訓を踏まえたものとする。

また、熊本県地域防災計画、九州を支える広域防災拠点構想、及び県民が主人公の県政を目指した本県の基本方針である「くまもと新時代共創基本方針」、「くまもと新時代共創総合戦略」も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード対策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備するとともに、県境を越える大規模災害時の広域防災拠点としての基盤や機能の充実・強化を促進することで、災害に強い熊本を目指す。

<国基本計画や本県基本方針等との関係>



3 計画期間

本計画は、今後の地域強靭化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国及び本県の国土強靭化施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

国土強靭化基本法第14条において、県の国土強靭化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならぬとされ、国土強靭化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靭化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。

このため、本県においては、「くまもと新時代共創基本方針」において掲げた、「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」という基本理念を念頭に、本県が国土強靭化を推進する上での基本目標として、次の7つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 県民の命を守ること
- ② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災した場合も、被災された方々の痛みを最小化し、迅速な復旧・復興を可能にすること
- ⑤ 離島・半島や山間部を含む県土全体の安全を確保すること
- ⑥ 九州を支える広域防災拠点として機能すること
- ⑦ 経済安全保障における重要拠点として機能すること

2 強靭化を推進する上での基本的な方針

国土強靭化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧・復興に資する強靭な地域づくりについて、東日本大震災や熊本地震、令和2年7月豪雨、能登半島地震、令和7年8月豪雨など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靭化に向けた取組姿勢

- ① 本県の強靭性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。

- ③ 地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、県内各地域の特性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
- ④ 大規模自然災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、国、他都道府県及び民間との連携を強化し、広域的な支援・応援体制を整備すること。
- ⑤ 九州を支える広域防災拠点として、県境を越える広域的な災害に対応できるような体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を整備し、必要に応じて見直すこと。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靭化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本県の地域特性

1 地形的特性

熊本県は、九州中部の西側に位置し、三方を山地に囲まれ、西側が海に面している。北は筑肥山地を境に福岡県と接している。本県の中部から南部にかけては山岳地帯が多く、東は九州の脊梁をなす九州山地により大分県、宮崎県と、南は国見山地を挟んで鹿児島県とそれぞれ接している。

また、県の北東部には複式火山として世界的に有名な阿蘇山があり、陥没によってできた巨大なカルデラは東西約 17km、南北約 25km にわたって広がり、活動中の中岳をはじめ通称阿蘇五岳が連なっている。

一方、県の中央部の西側は、菊池川、白川、緑川流域に熊本平野が開け、球磨川、氷川その他の中小河川の流域に開ける八代平野とともに平坦地を形成している。更にその西方には、大小 120 余りの島々からなる天草諸島が散在している。

なお、本県からは東京、上海、ソウルといった東アジアの主要都市が 1,000 キロ圏内に位置しており、経済活動における地政学的優位性を有している。

2 気候特性

(1) 熊本県の気候の区域

熊本県の気候は、県北部から中部の平野部を中心とする「熊本地方」、阿蘇及び県北東部山地の「阿蘇地方」、県南部の天草諸島と芦北地方の「天草・芦北地方」、そして人吉盆地を中心とした「球磨地方」の 4 つの区域に分類される。

熊本地方は、熊本平野を中心として夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候である。

阿蘇地方は、阿蘇外輪山に囲まれ海拔高度が 400m を越える山地型の気候である。

天草・芦北地方は、天草灘・八代海に面した海洋性気候である。

球磨地方は、人吉盆地を中心とした内陸的な気候と山地型の気候となっている。



(参考) 熊本県の天気予報区域
(出典: 熊本地方気象台ホームページ)

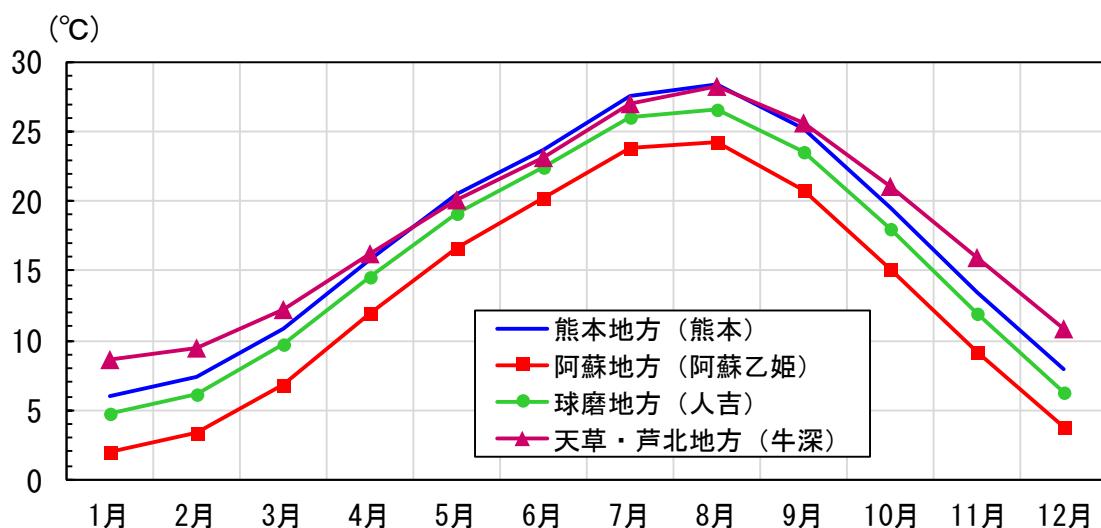
(2) 熊本県の気温

熊本地方は平野部でも平均気温は17°C前後と高いものの、夏は暑く冬は寒い内陸性の気候となっている。

阿蘇地方は平均気温が13°C前後で、夏は涼しいが、冬は寒さが厳しくなっている。特に阿蘇山頂では、平均気温が10°Cを下回り東北地方の青森市に匹敵する気温となっており、冬には最低気温が-10°C以下になることもあり、厳しい寒さとなる。

天草地方は年平均気温が18°C前後と温暖な地帯に属している。

球磨地方は平均気温が15°Cで、夏は涼しいが、冬は寒さが厳しくなっている。



(参考) 熊本県の月平均気温 (1991~2020年の平年値)
(気象庁ホームページ「各種データ・資料」のデータから県作成)

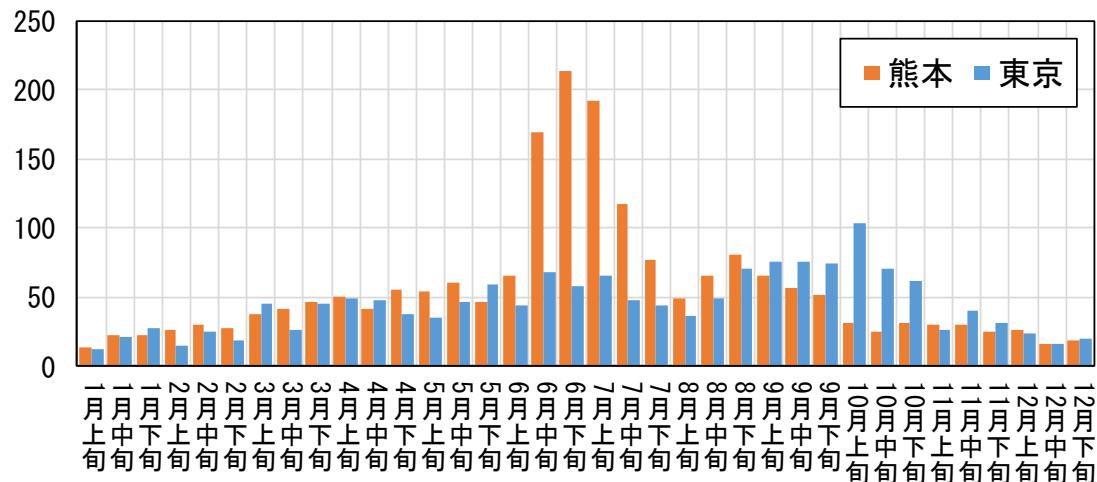
(3) 熊本県の降水量

熊本県は九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。

特に、梅雨時期の降水量は多く(6月～7月の2ヶ月間に、年間降水量の約4割が降る)、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

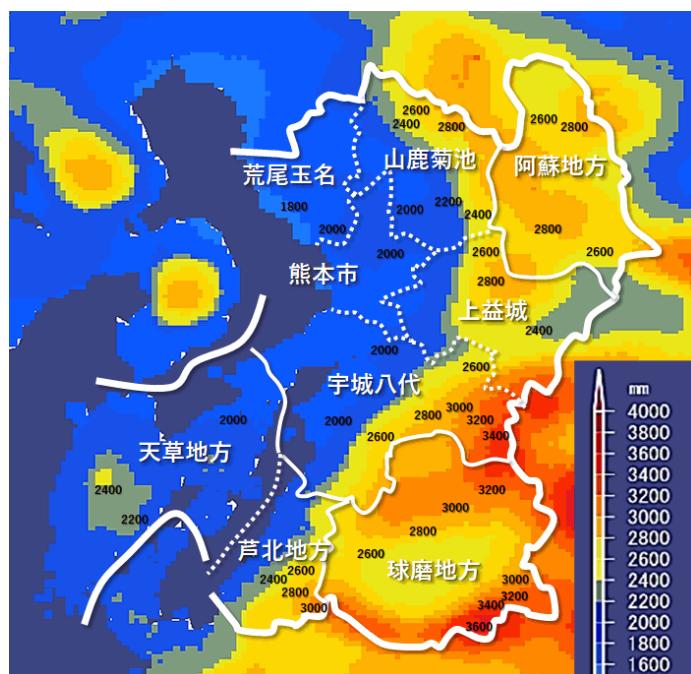
熊本県の年間の降水量を見ると、上益城、宇城八代、球磨地方の九州山地付近で多く、3,000mmに達している。その他の平野部や天草地方でも2,000mm前後の雨が降る。

降水量 (mm)



(参考) 熊本県と東京都の旬毎の降水量（1991～2020年の平年値）の比較

(気象庁ホームページ「各種データ・資料」のデータから県作成)



(参考) 熊本県の年間降水量分布図 単位 (mm)

(出典：熊本地方気象台ホームページ)

3 社会的特性

(1) 人口動向

本県の人口は、昭和31年（1956年）に190.3万人でピークを迎えた後、平成10年（1998年）を境に減少傾向にあり、全国よりも約10年早く人口減少局面に突入し、令和6年（2024年）10月1日時点で169.6万人（熊本県推計人口調査結果報告）となっている。

年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）は増加している。

この傾向は将来的にも続くことが想定され、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和32年（2050年）には総人口が135.5万人、このうち約3人に1人が高齢者になると推計している。

人口の分布をみると、総人口の4割以上に当たる約74万人が熊本市に集中しており、同市を中心に合志市や菊陽町にも人口密度が高い地域の広がりが見られる。

それ以外の地域では、宇土市、宇城市、荒尾市、玉名市、山鹿市、八代市、水俣市、人吉市、天草市の中心部などで人口の集中が見られる。

一方、多くの中山間地域では人口が希薄であり、半数以上の32市町村が過疎地域（いわゆる「みなし過疎」及び「一部過疎」含む）に指定されている。

(2) 産業

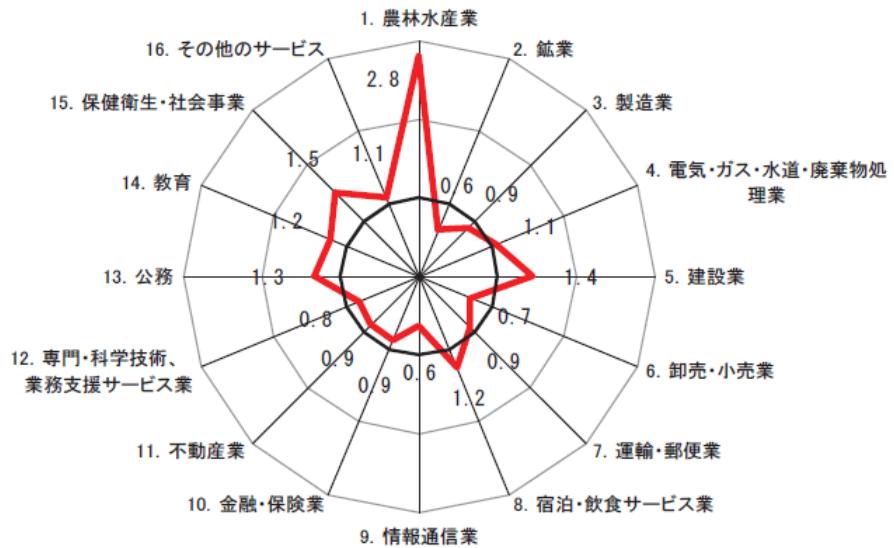
本県の産業構造は、総生産額比率で見ると、第1次産業（農林水産業）2.8%、第2次産業（鉱業、製造業、建設業）29.3%、第3次産業（第1次産業と第2次産業以外）66.6%となっており、第3次産業のウエイトが高く、第1次産業のウエイトが低くなっている。（令和4年度県民経済計算報告書（令和7年（2025年）3月発表））

また、世界的な半導体受託製造企業の県内進出もあり、半導体にとどまらない県内産業全体の振興に期待が高まっている。

ただし、本県の産業について特化係数※で比較すると、農林水産業の特化係数が高くなっています。本県は全国と比較して農林水産業の構成比が高い産業構造となっている。

※特化係数＝県内総生産の各産業別構成比／国内総生産の各産業別構成比
(国内総生産の構成比は暦年値、県内総生産の構成比は年度値)

全国の各産業の構成割合を1.0としたとき、特化係数が1.0より大きい産業は、全国と比べて盛んな産業といえる。（平成30年度 県民経済計算報告書から引用）



(参考) 熊本県の産業特化状況 (※特化係数で比較)

(出典 : 平成 30 年度県民経済計算年報)

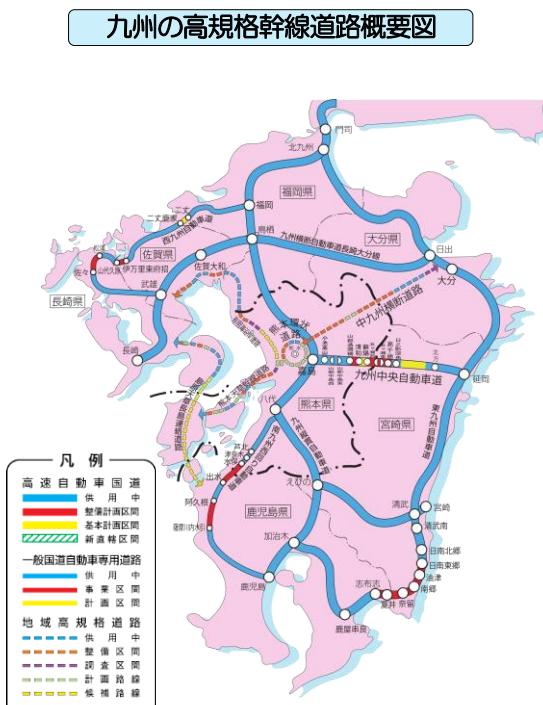
(3) 交通

① 高規格道路

本県と九州各県を結ぶ高規格道路ネットワークについて、九州縦貫自動車道など縦軸の整備に比べて、横軸を形成する九州中央自動車道などの整備が遅れている。

このため、九州の東西軸の強化に向けて、本県と宮崎県を結ぶ九州中央自動車道や、本県と大分県を結ぶ中九州横断道路の整備が強力に進められている。両路線は、将来、発生が懸念される南海トラフ地震などの災害時に、安定的な輸送を確保する「命の道」として、また、TSMC 進出の経済効果を波及させる「経済の道」としての役割も期待される。

また、九州南西部をつなぐ「南九州西回り自動車道」や九州北西部をつなぐ「有明海沿岸道路」、半島・離島からなる宇土・天草地域におけるダブルネットワーク構築のための「熊本天草幹線道路」等の高規格道路についても整備が進められている。



九州の主要道路の概要 (図)
(県作成)

②鉄道

○JR九州

平成23年（2011年）に全線開通した九州新幹線（鹿児島ルート）が県を南北に縦断しており、熊本一博多間32分、熊本一新大阪間2時間56分（いずれも最速便の所要時間）という高速性を活かし、主に県外との広域的な移動を担う主要な交通手段となっている。

在来線は、鹿児島本線、豊肥本線、三角線が各地域間を結んで運行しており、通勤通学等の地域の足として利用されている。（肥薩線については令和2年7月豪雨により八代～吉松間で不通が続いている。）

○地域鉄道

熊本電気鉄道、南阿蘇鉄道、くま川鉄道、肥薩おれんじ鉄道があり、通勤・通学手段や観光列車として利用されている。

③航路

本県は有明海と八代海に面しており、熊本港や八代港等を起点に、県内外の港を結ぶ定期航路が運航されている。熊本地震の際には、緊急物資の輸送に海上からの輸送網を活用するなど、被災者支援の拠点として一役を担った。

熊本港の背後圏では半導体関連産業の集積や設備投資の活発化、中九州横断道路や熊本西環状道路等の道路ネットワーク整備が進んでいる。令和7年（2025年）1月にはガントリークレーンの整備も完了し、コンテナ取扱貨物量も堅調に増加するなど物流拠点として重要性が高まっている。

八代港は近年の海外における原木需要の高まりに伴う原木の取扱いの急激な増加、また令和6年（2024年）6月にはバイオマス発電所の稼働に伴う木質ペレットの輸入が開始され、さらに今後、加工製材の輸出を主体とする企業の誘致も期待されている。また、八代港のクルーズ船専用岸壁の一部は耐震強化岸壁として整備されており、災害時は救援物資の補給拠点等として利用可能となっている。

④空路

阿蘇くまもと空港は、九州の中央に位置しており、九州各県の県庁所在地までの距離が100km（ヘリコプターで片道30分の距離）前後のため、防災拠点としての優位性を有しております。平成26年（2014年）1月に策定された「九州を支える広域防災拠点構想」において重要な役割を担っている。また、平成27年（2015年）3月に国の中防災会議幹事会で策定された「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」において、救助や医療活動、物資受入れ等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点の一つに選定されている。熊本地震後の令和5年（2023年）には、熊本地震からの創造的復興のシンボルとして、また、地域活性化の起爆剤と位置付けられ、地震をはじめ大規模災害時にも機能し得る耐震性や耐久性を持ち、かつ、高い利便性を兼ね備えた国内線ターミナルビルと国際線ターミナルビルの一体的整備が行われた。

空港に隣接する県有地には防災駐機場があり、災害時等には緊急消防援助隊ヘリ等の受け入れが可能である。また、隣接する陸上自衛隊高遊原分屯地との連携も可能となっている。

天草空港については、雲仙・天草国立公園の海に囲まれた天草諸島の中心部に位置する天草下島の高台に設置されており、天草観光の一翼を担う交通アクセスラインとしての利用に加え、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能等を有している。

（4）広域防災拠点機能の集積

本県においては、実質的大規模災害対応を行う陸上自衛隊の九州を統括する西部方面総監部や、九州南部（熊本、宮崎、鹿児島）を管轄する第8師団司令部など主要な実動部隊が駐屯している。

また、九州財務局、九州農政局、九州総合通信局、九州森林管理局、九州地方環境事務所等の国の機関も多数立地しており、南海トラフ地震が発生した際は、九州における国現地対策本部（熊本地方合同庁舎B棟）が設置される。

加えて、国では、災害時におけるプッシュ型支援用物資のうち、段ボールベッドのように調達に一定の時間を要するものや、キッチン設備や入浴支援設備のように特注品であるものは、発災直後に必要量を市場調達するのは困難であるため全国8地域の各拠点で分散備蓄することとしており、本県においては、熊本県消防学校の備蓄倉庫が九州地域における

る拠点として選定され、令和7年9月には、物資の備蓄保管に関する協定を国と締結している。

本県でも過去の大規模災害の経験を活かし、令和5年（2023年）に災害対応の拠点となる「熊本県防災センター」を整備した。

4 本県における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

第2章1で示した地形的特性から、本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。

本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が九州山地等の斜面に当たり、上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。平成24年（2012年）7月に発生した熊本広域大水害では、阿蘇外輪山上空で次々と積乱雲が発生し、線状降水帯が形成されたことにより24時間で500mmを超える大雨となった。本県においては、このような地形的特性から、主に菊池川、白川、緑川、球磨川の上流域で、大雨が降りやすい。例えば、梅雨期に相当する6月～7月の2か月間の降水量（1981年～2010年の平年値）は、特に県北東部と南東部の山間は1000mm以上の多雨域となっているのに対し、西部の沿岸部では800mm前後と地域的な差が生じている。

また、近年は雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、都市化による土地の保水力低下と相まって、従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

平成15年（2003年）7月の県南集中豪雨災害では、水俣・芦北地域を中心とした局地的な豪雨により、水俣市で甚大な土砂災害が発生し、19名の人命が失われた。平成24年（2012年）7月の熊本広域大水害では、阿蘇地域や熊本市で甚大な土砂災害や浸水被害を引き起こし、特に阿蘇地域では25名の死者・行方不明者が発生した。さらに、平成28年（2016年）6月の大雨災害では、県内各地に熊本地震と関連した土砂災害をもたらし、5名の人命が失われた。また、令和2年7月豪雨においては、16市町村（八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町）に本県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、死者67名（災害関連死者2名を含む）、行方不明者2名を出す被害が発生した。令和7年（2025年）8月の大雨災害では、7市町（八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、氷川町）に大雨特別警報が発表され、河川の増水や内水氾濫、土砂災害等により、死者4名、行方不明者1名の被害が発生した。（令和7年（2025年）10月9日時点）

② 台風による災害

本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんあるが、遠浅でV字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

平成3年（1991年）9月に九州西海上を北上し九州に上陸した台風第19号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。また、平成11年（1999年）9月に天草諸島を通過して本県に上陸した台風第18号は、八代海周辺に甚大な高潮災害をもたらした。特に、宇城市不知火町（旧宇土郡不知火町）では大規模な高潮が発生し、12名の人命が失われた。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和20年（1945年）の阿久根台風や昭和26年（1951年）のルース台風のように10月に上陸することもある。

[参考1] 過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）

西暦（和歴）	種類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13（昭和2）	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者423人、全半壊1,978戸、浸水 334戸
1953.6.26～28（昭和28）	豪雨による大水害	県下全域	死者563人、全半壊8,367戸、浸水88,053戸
1957.7.26（昭和32）	豪雨による水害	金峰山系 等	死者183人、全半壊 284戸、浸水10,832戸
1972.7.3～6（昭和47）	豪雨による水害	天草上島 等	死者123人、全半壊 973戸、浸水37,583戸
1982.7.23～25（昭和57）	豪雨による水害	県下全域	死者 23人、全半壊 183戸、浸水24,574戸
1984.6.21～7.1（昭和59）	豪雨による水害	特に五木村	死者 16人、全半壊 6戸、浸水 578戸
1990.6.21～7.3（平成2）	豪雨による水害	県下全域	死者 17人、全半壊 217戸、浸水 7,563戸
1991.9.27（平成3）	台風による被害	県下全域	死者 4人、全半壊1,889戸、浸水 24戸
1999.9.23～24（平成11）	台風による被害	県下全域	死者 16人、全半壊1,818戸、浸水 1,925戸
2003.7.20（平成15）	豪雨による水害	県南部	死者 19人、全半壊 25戸、浸水 503戸
2012.7.12（平成24）	豪雨による水害	県下全域	死者 25人、全半壊1,462戸、浸水 582戸
2016.6.19～25（平成28）	豪雨による水害	県下全域	死者 5人、全半壊 130戸、浸水 645戸
2020.7.4～5（令和2）	豪雨による水害	県南部	死者 67人、全半壊4,608戸、浸水 706戸
2025.8.10～11（令和7）	豪雨による水害	県下全域	死者 4人、全半壊2,538戸、浸水 1,654戸

(2) 地震災害

① 県内の活断層

本県に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府一万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（令和7年（2025年）1月1日現在）

平成28年（2016年）4月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野一白旗区間の活動、マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野一白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野一白旗区間）沿いで長さ約6km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約2.2mの右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか28時間以内に震度7の地震が2度発生したこと、また前震（平成28年（2016年）4月14日）・本震（平成28年（2016年）4月16日）以外にも最大震度5弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で22回発生したことがある（平成29年（2017年）9月30日時点）。特に、発災後15日間（2週間）において震度1以上を2,959回観測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の230回、新潟県中越地震の680回と比べて多い。

[参考2] 主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯（宇土半島北岸区間）	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（宇土区間）	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯（布田川区間）	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯（八代海区間）	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%～16%
日奈久断層帯（日奈久区間）	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%～6%
日奈久断層帯（高野－白旗区間）	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
万年山－崩平山断層帯	7.3程度	Zランク	0.004%以下

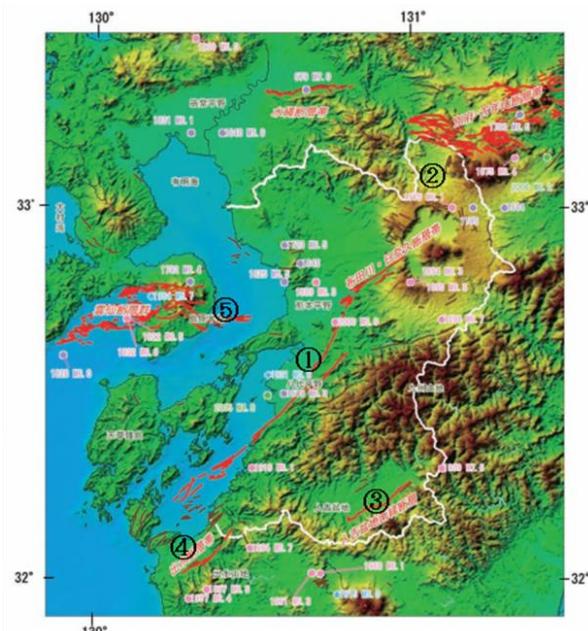
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により 地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典：主要活断層の長期評価結果一覧(算定基準日：令和7年(2025年)1月1日)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

[参考3] 熊本周辺の主要活断層



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

(出典：政府地震調査研究推進本部ホームページ)

② 南海トラフ地震

静岡県の駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政南海地震及び昭和21年（1946年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生して

いる。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約39,000人、全壊・焼失建物が約83,000棟、大分県で死者約18,000人、全壊・焼失建物が約32,000棟などの被害が想定されている（注1）。

本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成25年（2013年）12月）に基づき、県内の12市町村（注2）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は、死者約120人、建物の全壊18,900棟などと推計されている（注3）。

（注1）（出典）令和7年3月31日公表 中央防災会議防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について【定量的な被害量（都道府県別の被害）】

（注2）熊本市、宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、氷川町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

（注3）（出典）熊本県地震・津波被害想定調査結果

[参考4] 過去の主な地震・津波災害

西暦(和暦)	地 域	地震規模	主な被害
744.6.6（大平16）	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1（元和5）	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21（寛永2）	熊本	M5～6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19（享保8）	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29（明和6）	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21（寛政4）	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大（後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m）
1889.7.28（明治22）	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸 等
1975.1.23（昭和50）	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所 等 震度5（阿蘇山）
2011.10.5（平成23）	熊本地方	M4.4	震度5強（菊池市旭志）
2016.4.14（平成28） [前震]（注）	熊本地方	M6.5	人的被害：死者275人 重軽傷者2,739人 住家被害：198,655棟（全壊8,657棟 半壊34,489棟）
2016.4.16（平成28） [本震]（注）	熊本地方	M7.3	（令和7年4月11日時点）

（注）平成28年（2016年）熊本地震の震度（震度6弱以上を観測した県内市町村）

[前震時の震度]	震度7（益城町） 震度6弱（熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町）
[本震時の震度]	震度7（益城町、西原村） 震度6強（熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町） 震度6弱（八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町）

[参考5] 熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。（平成25年（2013年）3月）

[対象] 本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] （主な項目を抜粋）

項目 (注1)	布田川・日奈久 断層帶 中部・南西部運動型 (注3)	別府・万年山断層帶 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帶	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値
津波高 震度規 模	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m
建物 (一般)	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟
人的 的 被 害	死者数	960 人	10 人	300 人	一人	110 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人

(注1) 本表には、冬の午前5時、風速11m／秒の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帶、人吉南縁盆地断層、出水断層帶では、津波による被害は想定していない。

(注3) 布田川・日奈久断層帶(中部・南西部運動型)と別府・万年山断層帶では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

（3）阿蘇火山噴火

本県では近年も火山噴火による災害が発生している。

阿蘇山の中岳は有史以降も噴火を繰り返し、火山碎屑物を噴出している。中岳火口は、数個の火口が南北に連なる長径 1,100m の複合火口で、近年は北端の第1火口が活動している。第1火口は非活動期には「湯だまり」と呼ばれる火口湖が形成され、活動期には湯だまりが消失して黒色砂状の火山灰(地方名ヨナ)を噴出するとともに、赤熱噴石等の放出を伴う噴火も発生し、時には、激しい水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。

現在、観光地としての人気が定着しているが、過去には死者が発生するような爆発的噴火も発生しており、昭和33年（1958年）には第1火口の突然の爆発により、死者12名、負傷者28名等の被害が生じた。近年も噴火警戒レベル3（入山規制）の噴火等が発生しているため、十分な安全確保が必要である。

[参考6] 阿蘇山の主な噴火活動

西暦(和暦)	現象	被害状況
1816. 6.12 (文化13)	噴火	噴石等を連続的に噴出。7月に噴石により1名死亡。
1872.12.30 (明治5)	噴火	硫黄採掘者が数名死亡。
1952.12.17～19 (昭和27)	噴火	噴石により負傷者13名。
1953.4.27 (昭和28)	噴火	死者6名、負傷者90余名。
1958.6.24 (昭和33)	噴火	死者12名、負傷者28名。
1979.9.6 (昭和54)	噴火	死者3名、重傷2名、軽傷9名。同年11月には宮崎県、大分県、熊本市内で降灰観測。
2014.11.25～27 (平成26)	噴火	火山灰が約7cm堆積。
2015. 9.14 (平成27)	噴火、火映現象、火炎現象	噴煙最高2,000m。熊本県、大分県、宮崎県の一部の地域で降灰観測。
2016.10.8 (平成28)	噴火	海拔高度11,000mまで噴煙到達。熊本県、大分県、愛媛県、香川県、岡山県で降灰観測。
2019. 4.16 (令和元)	噴火、火映現象、赤熱現象、噴湯現象、土砂噴出	噴煙最高2,000m。中岳第一火口の風下側地域で降灰観測。
2019.10.7 (令和元)	噴火、火映現象、火炎現象	噴煙最高1,700m。中岳第一火口の風下側地域で降灰観測。
2021.10.20 (令和3)	噴火、土砂噴出	噴煙の高さ3,500m(10月20日噴火時)。熊本県、大分県、宮崎県で降灰観測。

第3章 これまでの取組みと成果

前計画では、強靭化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行ってきた。

設定した重要業績指標（KPI）は28項目あり、令和6年度評価時点では、そのうち7項目については目標を達成している。また、目標未達の21項目についても、17項目は計画策定期より上向きに推移しており、概ね計画どおりに進捗したと評価できる。

また、近年の頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、国においては、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靭化のための5か年緊急対策」などに基づき施策が推進されてきた。令和7年（2025年）6月には、国土強靭化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画を新たに法定計画として定める「第1次国土強靭化実施中期計画」が策定された。

このような国の動きに呼応し、県においては計画を充実させるため、実施中のものに加え、この先概ね5年間に取り組む予定の具体的な事業箇所等を明記した「強靭化推進方針に基づく取組一覧」を作成し、更なる国土強靭化の推進に取り組んできた。

一方で、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨のような頻発化・激甚化する自然災害や高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化等に対し、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このような状況に対応し県民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するためには、国土強靭化に関する取組みの更なる加速化・深化が必要である。

第4章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本県の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本県に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本県の地域特性を考慮して、7つの「事前に備えるべき目標」と、41の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
	1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	避難所等の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-6	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-7	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-8	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
	4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	広域防災拠点である阿蘇くまもと空港や、海上輸送の拠点となる港湾・漁港の機能停止による地域経済への甚大な影響
	4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響
	4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
	4-8	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	4-9	火山噴火による地域社会への甚大な影響
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	6-5	道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-8	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 広域防災拠点として実効性の高い災害対応を行う	7-1	広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下
	7-2	支援ルート及びエネルギー供給の途絶による救助・救援活動・医療機能の麻痺
	7-3	道路等の基幹インフラの損壊により災害対応が遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各部局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本県に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、市町村、他都道府県、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靭化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、県内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び市町村の連携だけでなく、平時から国や他都道府県や民間との連携を強化し、広域的な支援・応援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実動機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたるが、特に大規模災害時においては、民間事業者やNPO等との連携が必要

であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨及び令和 7 年 8 月豪雨をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

(6) 九州を支える広域防災拠点としての機能確保・充実が必要

東日本大震災により、複数の県に跨るような広域的な災害対応の必要性が認識され、九州においても南海トラフ地震が発生した場合、宮崎県、大分県を中心として広範囲かつ甚大な被害が想定されている。

本県では、阿蘇くまもと空港が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成 27 年（2015 年）3 月 中央防災会議幹事会）の中で、大規模な広域防災拠点に選定された。また、平成 27 年 4 月には、九州における国の現地対策本部の設置場所として、熊本地方合同庁舎 B 棟が選定された。さらに、令和 7 年 5 月に開催された九州地方知事会議において、南海トラフ地震発生時には、九州地方知事会の会長県である宮崎県に代わって、本県が会長県を代行することが決定し、加えて、同年 9 月には、災害時における国のプッシュ型支援物資の九州地域における分散備蓄拠点として選定された熊本県消防学校の備蓄倉庫について、物資の備蓄保管に関する協定を国と締結するなど、九州の広域防災拠点としての役割を担うことが求められている。

このような状況も踏まえ、本県が真に九州における広域防災拠点としての役割を担っていけるよう、基盤や機能の確保・充実を図る必要がある。

第5章 強靭化の推進方針

本県は、第2章に示したとおり、地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は高潮による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。さらに、活火山である阿蘇山が存在し、平成27年（2015年）、平成28年（2016年）、令和3年（2021年）にも噴火警戒レベル3（入山規制）の噴火等が発生している。

このような本県における災害リスクを踏まえ、第4章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討の上、今後、以下の施策を推進することとする。

また、以下の施策に係る具体的な事業箇所等については、別途定める「強靭化推進方針に基づく取組一覧」に掲げる。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

（1－1）大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・ 大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅の耐震化）【土木部】

- 県内における木造住宅の耐震化を促進するため、市町村と連携し住宅の耐震化に対する県民への啓発、補助制度の活用による支援、耐震改修に係る技術者育成等を進め、耐震化を加速する。

（宅地の耐震化）【土木部】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、市町村と連携し、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査や崩落防止対策等を、小規模盛土造成地においては崩落防止対策等を促進する。また、発災後の二次被害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

（交通施設の耐災性の強化）【企画振興部】

- 大規模災害時、鉄道、空港等の交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

（公共建築物、学校施設の耐震化）【総務部・土木部・教育庁・企業局・各施設所管部】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、市町村等と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を促進する。

- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の耐震化及び天井の脱落対策等、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化を促進する。

(公営住宅の安全性確保) 【土木部】

- 公営住宅において、入居者の安全を確保するとともに、災害時に住戸を提供できるよう、老朽化した住宅団地の更新や長寿命化のための改修を促進する。

(空家の除却や改修) 【土木部】

- 地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用を促進する。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化) 【健康福祉部】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化) 【総務部・土木部】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物耐震改修促進法に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。また、耐震診断が義務付けられた民間建築物については、市町村と連携して非構造部材も含めた耐震化に向けて、国の制度を活用した財政的な支援を実施する。

(家庭・事業所における地震対策) 【知事公室】

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に県民各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練（シェイクアウト訓練）を実施する。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務に基づき災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、非常時優先業務やタイムラインについては、隨時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【知事公室】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、危機管理防災課及び消防保安課経験職員など災害対応を経験した職員名簿について、毎年更新を行い、大規模災害時の参集体制等を構築する。また、名簿登載者を対象とした研修等を出水期前までに実施する。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村による避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。
- 視覚障がいのある方や小さな文字が見えにくい高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につなげていただくため、現在地や任意の地点におけるハザードマップの情報等を音声で聞くことのできる「耳で聞くハザードマップ」サービスの利用を促進する。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(過去の教訓や経験の伝承) 【知事公室・企画振興部・観光文化部】

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設等により、広く発信する。

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるとともに、県民の防災意識を高めるため、防災学習の拠点となる県庁防災センター展示・学習室において、本県の自然災害の経験や教訓を広く伝える防災研修・イベント等を実施する。

また、県民が防災について考え、災害リスクに備えるきっかけとするため、防災センターに隣接して建立した熊本地震の祈念碑前等での追悼式や、防災の取組みの啓発を強化する「くまもと防災ウィーク」、「くまもと防災復興ウィーク」を実施する。

(1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務部】

- 地震、水害等による大規模災害に備え、L P ガス容器転倒防止の鎖又はベルトの二重掛けの推進やガス設備の新設又は取り換え時におけるガス放出防止型高压ガスホース等の設置などのL P ガス事業者における自主保安活動を積極的に促進する。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務に基づき災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、非常時優先業務やタイムラインについては、隨時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、危機管理防災課及び消防保安課経験職員など災害対応を経験した職員名簿について、毎年更新を行い、大規模災害時の参集体制等を構築する。また、名簿登載者を対象とした研修等を出水期前までに実施する。

(過去の教訓や経験の伝承) 【知事公室・企画振興部・観光文化部】 (再掲)

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設等により、広く発信する。

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるとともに、県民の防災意識を高めるため、防災学習の拠点となる県庁防災センター展示・学習室において、本県の自然災害の経験や教訓を広く伝える防災研修・イベント等を実施する。

また、県民が防災について考え、災害リスクに備えるきっかけとするため、防災センターに隣接して建立した熊本地震の祈念碑前等での追悼式や、防災の取組みの啓発を強化する「くまもと防災ウィーク」、「くまもと防災復興ウィーク」を実施する。

(交通施設の耐災性の強化) 【企画振興部】(再掲)

- 大規模災害時、鉄道、空港等の交通施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化や防災対策の取組みを促進する。

(公共建築物、学校施設の火災防止) 【総務部・教育庁・企業局・各施設所管部】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の火災倒壊等を防止するため、火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、幼児・児童・生徒・学生及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の防火設備の適切な維持管理を促進する。

(医療施設、社会福祉施設の火災防止) 【健康福祉部】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、スプリンクラーの設置を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物の火災防止) 【総務部・土木部】

- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、各消防本部を通じ、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を図る。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】(再掲)

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村による避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。
- 視覚障がいのある方や小さな文字が見えにくい高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につなげていただくため、現在地や任意の地点におけるハザードマップの情報等を音声で聞くことのできる「耳で聞くハザードマップ」サービスの利用を促進する。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防

災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】(再掲)

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務部・土木部】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を活用し、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の整備促進等を行う市町村を支援し、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防炎物品のカーテン・じゅうたん等、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、各消防本部を通じ、普及促進を図る。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務部】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、実践的な訓練を反復実施する。

(県内消防応援隊の活用) 【総務部】

- 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、各消防本部が円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

(自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実動機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の役割について、訓練等を通して認識の共有を図る。
- 警察においては、広域緊急援助隊の円滑な受入れ及び効率的な運用のため、受援体制及び指揮体制の強化を推進する。また、消防においては、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び活動支援の充実のため、熊本県緊急消防援助隊受援計画を見直し、受援体制整備を推進する。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市町村における資機材の整備を促進する。

(帰宅困難者や徒步帰宅者等のための公園緑地の整備) 【土木部】

- 滞在場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場を確保するため、公園施設の老朽化対策や公園緑地の再整備を着実に進める。

（1－3）広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務に基づき災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、非常時優先業務やタイムラインについては、隨時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【知事公室】(再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、危機管理防災課及び消防保安課経験職員など災害対応を経験した職員名簿について、毎年更新を行い、大規模災害時の参集体制等を構築する。また、名簿登載者を対象とした研修等を出水期前までに実施する。

(過去の教訓や経験の伝承) 【知事公室・企画振興部・観光文化部】(再掲)

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設等により、広く発信する。
- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるとともに、県民の防災意識を高めるため、防災学習の拠点となる県庁防災センター展示・学習室において、本県の自然災害の経験や教訓を広く伝える防災研修・イベント等を実施する。
また、県民が防災について考え災害リスクに備えるきっかけとするため、防災センターに隣接して建立した熊本地震の祈念碑前等での追悼式や、防災の取組みの啓発を強化する「くまもと防災ウィーク」、「くまもと防災復興ウィーク」を実施する。

(海岸保全施設の整備等) 【農林水産部・土木部】

- 津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、既存施設の長寿命化計画の策定・変更を行い、老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、消防団員など防災業務に従事する者の安全を確保するため、開口部の常時閉鎖型への改善や、速やかな閉口対応を可能とする水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等の整備を順次進める。

(円滑な避難のための道路整備) 【土木部】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び点検・維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(迅速な避難のための体制の整備等) 【知事公室・農林水産部・土木部・その他全部局】

- 津波・高潮災害の避難場所として適切な高台や高層建築物等がない地域・市町村における津波避難タワーの整備等を促進する。また、既存の大型店舗等、民間建築物も活用した避

難場所確保の取組みを促進する。

- 住民が迅速に高台等へ避難できるよう、避難指示等の迅速な発令や住民への避難情報の伝達を行うための訓練を実施するなど、住民への情報伝達体制を充実・強化する。
- 津波・高潮の浸水が想定されている地域において、市町村における避難場所への避難手順、避難路、避難方法（原則徒歩）等を記載した防災マップの作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。また、過去の津波・高潮災害時の伝承と教訓を踏まえた防災講座や訓練等を通じた意識啓発を図る。
- 市町村の避難指示等の迅速な判断、住民の迅速に避難につながるよう、水位計、潮位計、河川等監視カメラにより海岸・河川情報の充実・強化を図る。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】(再掲)

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村による避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。
- 視覚障がいのある方や小さな文字が見えにくい高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につなげていただくため、現在地や任意の地点におけるハザードマップの情報等を音声で聞くことのできる「耳で聞くハザードマップ」サービスの利用を促進する。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】(再掲)

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(1－4) 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（災害対応業務の標準化・共有化）【知事公室】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務に基づき災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、非常時優先業務やタイムラインについては、隨時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【知事公室】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、災害対応課危機管理防災課及び消防保安課経験職員など災害対応を経験した職員名簿について、毎年更新を行い、大規模災害時の参集体制等を構築する。また、名簿登載者を対象とした研修等を出水期前までに実施する。

（過去の教訓や経験の伝承）【知事公室・企画振興部・観光文化部】（再掲）

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設等により、広く発信する。
- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるとともに、県民の防災意識を高めるため、防災学習の拠点となる県庁防災センター展示・学習室において、本県の自然災害の経験や教訓を広く伝える防災研修・イベント等を実施する。
また、県民が防災について考え災害リスクに備えるきっかけとするため、防災センターに隣接して建立した熊本地震の祈念碑前等での追悼式や、防災の取組みの啓発を強化する「くまもと防災ウィーク」、「くまもと防災復興ウィーク」を実施する。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【土木部・その他全部局】

- 大規模風水害・地震時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、市町村や住民の避難対策への活用を促す。また、想定し得る最大規模の洪水の浸水想定区域図をもとに、市町村のハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。更に、広域本部（地域振興局）ごとに、県と市町村で構成する協議会を設置し、水防災意識の向上に向けた取組みを進める。

(円滑な避難のための道路整備) 【土木部】（再掲）

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び点検・維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(避難指示等の適切な発令) 【知事公室】

- 市町村において避難指示等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、市町村における避難指示等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において5段階の警戒レベルの意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【知事公室】

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、5段階の警戒レベルを踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。
- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」(防災行動計画)の普及に市町村等と連携し取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。

- 日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、市町村や自主防災組織による想定浸水深や避難場所などの防災標識（リアルハザードマップ）の整備を促進する。
- 一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していくことから、広域避難の必要性が生じた場合に、円滑に広域避難が実施できるよう、平時から市町村における準備・検討を促進する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【知事公室】

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これら的情報伝達体制による訓練を行う。
- 県民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、防災情報くまもと、県防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・市町村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】（再掲）

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村による避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。
- 視覚障がいのある方や小さな文字が見えにくい高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につなげていただくため、現在地や任意の地点におけるハザードマップの情報等を音声で聴くことのできる「耳で聴くハザードマップ」サービスの利用を促進する。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努

めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】(再掲)

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進) 【知事公室・農林水産部・土木部】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 市町村の避難指示等の迅速な判断、住民の迅速な避難につながるよう、水位計、河川カメラにより河川情報の充実・強化を図る。
- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を軽減するため、「田んぼダム」の取組みや利水ダムの事前放流などの「流域治水」を推進する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、統合型防災情報システムによる雨量や河川水位等の情報提供について一層の周知を図り、市町村や住民の避難対策への活用を促す。また、浸水想定区域図を想定し得る最大規模の洪水に対応するよう見直し、市町村でのハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。
- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」(防災行動計画)の普及に市町村等と連携し取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。

(内水氾濫対策の推進) 【知事公室・農林水産部・土木部】

- 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、市町村での内水ハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い

安全な土地利用の検討を促す。

- 市町村での下水道による都市浸水対策に係る中長期的な計画（雨水管理総合計画）策定の促進や、排水対策に資する下水道施設の整備・機能強化等について技術的支援を行う。
- 農地等の浸水被害を軽減するため、浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備を進めるとともに、BCPの検証・見直しに取り組む。
- 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、SNS等での予防的避難の呼びかけや訓練を通じた初動体制の強化など早期避難につながるソフト対策を市町村と連携して実施する。

(社会福祉施設等の水害対策強化) 【健康福祉部】

- 大雨等による水害の発生時、社会福祉施設等の利用者が円滑で安全に避難できるよう、垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修等を促進する。

(施設の長寿命化、災害復旧事業の推進) 【農林水産部・土木部】

- 大規模災害時の長期間にわたる機能不全を防ぐため、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設の整備及び長寿命化計画の策定・変更を行い老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農林水産部】

- 大規模災害時の防災重点農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、防災重点農業用ため池の点検や劣化状況、地震・豪雨耐性評価を行い計画的に防災工事を進めるとともに、築造後数十年経過している農業用ダムについては、機能保全計画に基づき必要な更新整備を行う。
- ため池管理者及び「ため池サポートセンター」との連携による日常管理や緊急体制の整備、市町村によるハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

(浸水対策、流域減災対策) 【土木部】

- 大規模な浸水被害を防止するため、海岸・河川堤防等の施設の整備や宅地の嵩上げなど、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備や下水道施設の老朽化対策等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

(1-5) 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（災害対応業務の標準化・共有化）【知事公室】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務に基づき災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、非常時優先業務やタイムラインについては、隨時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【知事公室】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、危機管理防災課及び消防保安課経験職員など災害対応を経験した職員名簿について、毎年更新を行い、大規模災害時の参集体制等を構築する。また、名簿登載者を対象とした研修等を出水期前までに実施する。

（過去の教訓や経験の伝承）【知事公室・企画振興部・観光文化部】（再掲）

- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるため、災害関連資料を収集・整理・保存するデジタルアーカイブ及び災害遺構等の適切な保存・管理を行い、それらを活用した防災教育を行う。また、災害の記憶や教訓が、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設等により、広く発信する。
- 大規模災害の記憶や教訓を後世に伝えるとともに、県民の防災意識を高めるため、防災学習の拠点となる県庁防災センター展示・学習室において、本県の自然災害の経験や教訓を広く伝える防災研修・イベント等を実施する。
また、県民が防災について考え、災害リスクに備えるきっかけとするため、防災センターに隣接して建立した熊本地震の祈念碑前等での追悼式や、防災の取組みの啓発を強化する「くまもと防災ウィーク」、「くまもと防災復興ウィーク」を実施する。

（山地・土砂災害対策の推進）【農林水産部・土木部】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、市町村と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。

- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域・災害危険区域・がけ地等に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

(既存盛土による災害の防止) 【土木部】

- 過去に盛土が行われた土地の分布と現地の状況を調査し、危険な盛土箇所を把握した上で、土地所有者への指導等を行う。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】(再掲)

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、市町村による避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成及び防災訓練等による見直しを促進する。
- 視覚障がいのある方や小さな文字が見えにくい高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につなげていただくため、現在地や任意の地点におけるハザードマップの情報等を音声で聞くことのできる「耳で聞くハザードマップ」サービスの利用を促進する。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、大学や民間企業など関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】(再掲)

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

(ダム・砂防施設の維持管理・更新) 【土木部・企業局】

- 大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による二次災害を防止するため、長寿命化計画を策定し、より効果的・効率的なダム等の維持管理及び設備の更新等を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【土木部】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

(1-6) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備) 【知事公室・土木部・警察本部】

- 火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、市町村における避難場所や避難経路、避難のための施設の整備を促進する。
- 火山噴火時に地域住民、観光客及び登山者などが迅速に避難できるよう、国、市町村及び関係機関と連携して、阿蘇山火山防災マップの周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性の啓発を推進する。
- 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

(登山者情報の把握の推進) 【知事公室・警察本部】

- 火山噴火発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知徹底を図る。

(砂防施設の維持管理・更新) 【土木部】

- 火山噴火発生時の砂防施設の損壊等による二次災害を防止するため、長寿命化計画を策定し、より効果的・効率的な砂防施設の維持管理及び設備の更新等を推進する。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【土木部】(再掲)

- 火山噴火発生時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、維持管理計画を策定し、より効果的・効率的な道路防災施設の維持管理、機能強化及び設備の更新等を行う。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(2-1) **自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

(警察・消防施設の耐災性の強化) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時に警察及び消防施設が地域の救助・救急、消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に、市町村等と連携し取り組む。

(警察・消防の災害対処能力の強化) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急活動並びに消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

(県内消防応援隊の活用) 【総務部】(再掲)

- 被災地での十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、各消防本部が円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

(消防学校での教育の充実) 【総務部】

- 消防職員や消防団員の活動能力の向上を図るため、消防学校での教育の充実や、大規模災害等を想定した実践的な訓練施設の整備を進める。
また、大規模災害時の災害対応拠点にもなる消防学校校舎・寄宿舎等の整備に向け検討を進める。

(自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

【知事公室・総務部・警察本部】(再掲)

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実動機関活動の絶対的な不足を補うため、県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の役割について、訓練等を通して認識の共有を図る。
- 警察においては、広域緊急援助隊の円滑な受け入れ及び効率的な運用のため、受援体制及び指揮体制の強化を推進する。また、消防においては、緊急消防援助隊の円滑な受け入れ及び活動支援の充実のため、熊本県緊急消防援助隊受援計画を見直し、受援体制の整備を推進する。

- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務に基づき災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、非常時優先業務やタイムラインについては、隨時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市町村における資機材の整備を促進する。

(自主防災組織等の活動の強化) 【知事公室】

- 自主防災組織が市町村や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。
- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

(熊本DMA Tの整備) 【健康福祉部】

- 災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMA T）を整備するため、日本DMA Tが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。

(総合防災航空センターの機能強化) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時に円滑なヘリコプター救助を行うため、防災消防航空センターと県警ヘリコプター基地を合築した総合防災航空センターの災害対応能力が向上するよう、同施設及び設備の計画的な管理・更新により消防、県警ヘリコプターの活動基盤の維持・強化を図る。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るため、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(緊急交通路の確保) 【警察本部】

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに高速道路等の主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

(2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築) 【知事公室・警察本部】

- 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、国、石油連盟及び熊本県石油商業組合と連携し、救助・救急等の活動や災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核SS（災害対応型給油所）制度の周知等を図るとともに、平時から燃料を輸送する指定公共機関において緊急通行車両の確認事務手続き申請を行うよう促す。
- 大規模災害時、民間給油施設が利用できない状況下において、迅速な救助活動を実施するため、関係機関と連携して燃料の備蓄に取り組む。また、県外派遣の救助部隊と連携して迅速かつ的確な人命救助が行えるよう、警察施設における給油設備の整備を図る。

(活動に必要な燃料の供給) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 県外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を促すとともに、消防本部においても国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補給車の整備を進める。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るため、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受入れる土砂処分場の整備を進める。

(医療施設の耐震化等) 【健康福祉部】

- 大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

(災害時の医療体制の整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動を続けられるよう、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すまでの対応を盛り込んだ業務継続計画（B C P）及び病院防災マニュアルの作成を促進するとともに、災害

時医療救護マニュアルを整備する。

- 大規模災害時、迅速かつ適切な医療・救護を行うため、被災地域内の医療機関の被災状況、患者受入状況等、災害時における情報の集約や提供が可能な広域災害医療情報システム（E M I S）について、医療機関の登録促進を図るとともに、システム操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- 大規模災害時、円滑な医療・救護を行うため、県災害対策本部に医療チームの派遣要請や配置調整等を行う災害医療コーディネーターを設置し、医療救護活動を充実・強化する体制を整備する。

(医療救護活動の体制整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、救護所等で活動する医療従事者を確保するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、及び県看護協会と災害時の医療救護活動に関し締結している協定により、救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用を強化するなど、引き続き医療救護活動の体制の整備を図る。

(熊本DMA^{ティーマット}Tの整備) 【健康福祉部】 (再掲)

- 災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMA^{ティーマット}T）を整備するため、日本DMA^{ティーマット}Tが実施する専門的な研修の受講及び訓練への参加を促進する。

(熊本DPA^{ティーパット}Tの整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、県内の精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム（熊本DPA^{ティーパット}T）を速やかに被災地に派遣するための体制整備を図るとともに、派遣を想定した研修を実施する。

(災害時健康危機管理支援チームの整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、保健所において医療救護等に必要な情報収集や他県及び各種支援団体の調整を行うため、保健所間で業務の支援を相互に行う災害時保健所業務支援チームを派遣する。さらに、健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などの専門的研修・訓練を受けた災害時健康危機管理支援チームの派遣を厚生労働省へ要請する。

(広域医療搬送拠点の整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、重症患者等を被災地域外の医療機関へ航空機等で搬送するため、阿蘇くまもと空港敷地内に臨時の医療施設を設置、運用できるようマニュアル等を整備する。

(実動機関のヘリコプターの活用) 【知事公室・総務部・健康福祉部・警察本部】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実動機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、病院のヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るため、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靱化、耐災害性の向上等を進める。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備) 【企画振興部・土木部】

- 大規模災害発生時、道路以外の医療活動の支援ルートを確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 大規模災害時、道路以外の医療活動の支援ルートを確保するため、空港施設の機能強化を進める。

(2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(バリアフリー等の防災機能強化) 【総務部・教育庁】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、市町村が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化及びバリアフリー化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。

(避難所環境の充実) 【健康福祉部】

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、必要な食料や資機材等の備蓄を進めるとともに、避難所開所当初から良好な生活環境を迅速に確保できるよう、避難所運営マニュアルの改正等の取組みを促進する。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」の周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、市町村や災害ボランティア等、関係機関と連携の上、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(熊本県災害派遣福祉チームの体制整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム」が、迅速かつ適正な支援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

(指定避難所以外の避難者の把握体制) 【知事公室・健康福祉部】

- 大規模災害時、車中泊等の避難所外避難者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、N P O、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難者や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【商工労働部】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も電気が使えるよう、住宅・事業所への太陽光発電設備と蓄電池の導入を促進し、「エネルギー一面で強靭な防災型住宅」の普及を図る。また、防災拠点や避難所となる公共施設の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(ライフライン事業者との連携促進) 【知事公室】

- ライフライン事業者と協定を締結して早期復旧のための連携を強化するとともに、優先的に供給（復旧）する重要施設をあらかじめ事業者と共有することでエネルギーの優先供給を受けられる体制の整備を図る。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、県民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(県・市町村での備蓄の推進) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等や、感染症対策に必要な物資の供給を迅速に行えるよう、県・市町村における必要な備蓄を促進する。

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)

【知事公室・健康福祉部・環境生活部・商工労働部】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。
- 大規模災害時に県及び市町村の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等により供給体制の多重化、強化を図る。
- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

(水道施設の耐震化等) 【環境生活部】

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、市町村等におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備等を働きかけ、水道施設の耐震化等を促進する。

(医薬品・医療機器等の確保対策) 【健康福祉部】

- 大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、県医薬品卸業協会及び県医療機器協会等と締結している協定内容に関し、運用面の確認や緊急供給体制の整備など、災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッショングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るため、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(物資輸送ルートの確保に向けた港湾・空港整備) 【企画振興部・土木部】

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 大規模災害時の航空輸送機能を確保するため、空港ターミナルビルの耐震化等、空港施設の機能強化を進める。

(2-5) 避難所等の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所等の体制整備) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部・教育庁】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、市町村が避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化及びバリアフリー化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ等の整備を進める。
- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など、市町村における円滑な避難所運営体制の構築のため、避難所運営マニュアル作成等の取組みを促進する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。
- 学校施設において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの避難者が避難されることを想定し、学校体育館の空調整備を推進する。

(指定避難所等の確保及び周知) 【知事公室・健康福祉部】

- 大規模災害時、災害の規模や感染症対策等により、十分な受入れができるないおそれがあるため、市町村において、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しと住民への周知徹底を図る。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】(再掲)

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」の周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、市町村や災害ボランティア等、関係機関と連携の上、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(福祉避難所の円滑な運営) 【健康福祉部】

- 市町村における円滑な避難所運営体制の構築のため、福祉避難所運営マニュアル作成及び見直し等の取組みを促進する。

(熊本県災害派遣福祉チームの体制整備) 【健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム」が、迅速かつ

適正な支援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

(指定避難所以外の避難者の把握体制) 【知事公室・健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、車中泊等の避難所外避難者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難者や大規模駐車場等への避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(災害時の活動拠点等の整備) 【知事公室・土木部】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

(2-6) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【知事公室】

- 災害時の帰宅困難者等へ飲料水やトイレ、道路情報を提供するなど、その支援体制を整備するため、沿道に多数の店舗を有するコンビニ等の民間施設との協定の締結を推進する。

(帰宅困難者や徒步帰宅者等のための公園緑地の整備) 【土木部】(再掲)

- 滞在場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場を確保するため、公園施設の老朽化対策や公園緑地の再整備を着実に進める。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画振興部】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(2-7) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立集落に対する市町村と連携した取組み) 【知事公室・総務部】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県や市町村、関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住

民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防ヘリコプターを活用した防災訓練等に取り組む。

(防災消防及び警察ヘリコプターの活用) 【総務部・警察本部】

- ヘリコプターによる迅速かつ効率的な救助活動を展開するため、熊本県防災消防ヘリコプター及び熊本県警察ヘリコプター機体の機能及び情報収集能力の向上、通信体制の充実を図る。

(他県防災消防及び警察ヘリコプターとの応援協定等の活用) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時、本県のヘリコプターだけでは対応できない場合、7県（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県、佐賀県、福岡県）で締結している相互応援協定や警察法に基づく援助要求による他県等の協力が円滑に得られるよう、連携の強化を図る。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【農林水産部・土木部】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、県内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入) 【商工労働部】

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(自主防災組織等の活動の強化) 【知事公室】（再掲）

- 自主防災組織が市町村や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。
- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

(山地・土砂災害や浸水等への対策推進) 【農林水産部・土木部】

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、治山施設や砂防施設の計画的な整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了し、市町村と連携して豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

- 浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場や農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

(2-8) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康福祉部】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村と連携して防疫対策に取り組む。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】 (再掲)

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」の周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、市町村や災害ボランティア等、関係機関と連携の上、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】 (再掲)

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育や、報道機関と連携した発生直後からの有効な広報体制づくりを進めるとともに、被災地において加圧靴下の使用や、予防に必要な運動などの啓発を行う。

(生活用水の確保) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部】

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、市町村に対し、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 市町村と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。
- 国の策定した「災害時地下水利用ガイドライン」を参考に、井戸の新設や湧水の活用など、市町村において災害時の生活用水対策が検討されるよう、防災井戸の設置を検討している市町村に対して、適地であるかを判断するために必要なデータを提供するなど、市町村に

おける防災井戸の整備等が円滑に進むよう支援する。

(下水道B C Pの充実) 【土木部】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画（B C P）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(家畜伝染病対策の充実・強化) 【農林水産部】

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施し、家畜保健衛生所や農業団体等が一体となって、家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化を図る。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(留置施設からの被留置者の逃走防止及び警察施設の耐災性の強化) 【警察本部】

- 大規模災害発生に伴う留置施設の損壊による被留置者の逃亡を防止するため、留置施設の耐災性の強化を図る。
- 大規模災害時、治安の悪化を防ぐため、地域における活動拠点となる警察施設の耐災性の強化及び機能充実を図る。

(警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【警察本部】

- 大規模災害時、治安維持活動を確保するため、県外からの応援部隊の受援体制及び指揮体制の強化を推進するとともに、部隊の活動拠点の複数確保、宿営拠点としての宿営場所や駐車場の確保を図る。

(交通安全施設の耐震化等) 【警察本部】

- 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を行う。

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)

【知事公室・総務部・環境生活部・土木部・教育庁・各施設所管部】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、公園施設の老朽化対策や広域避難における安全性確保に資する公園緑地の再整備を着実に進める。
- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化や施設・設備の浸水被害防止対策を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、県総合防災訓練において電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定に基づく情報伝達訓練等の実施により連携強化を図る。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、地域振興局ごとに代替施設を事前に確保する。代替施設については、災害危険度等の状況の変化等に応じて隨時見直しを行う。

(業務継続可能な体制の整備) 【知事公室・総務部・企画振興部】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（B C P）の見直しを図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため策定した受援計画や県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等について、隨時見直しを行う。
- 災害等による県庁ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

(学校における業務のスリム化とB C Pの策定) 【教育庁】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、市町村の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（B C P）の策定を促進する。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【知事公室・警察本部】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、所属外職員も初動時に必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

(自治体間の受援・応援体制の構築) 【知事公室・総務部】

- 県内市町村の受援・応援体制を整備するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の内容の充実を働きかけるとともに、相互の役割を確認することを目的とした訓練等を実施するなど、日頃から関係機関と連携を図り、大規模災害時の体制の強化を促進する。

(防災訓練の実施) 【知事公室】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、危機管理防災課及び消防保安課経験職員など災害対応を経験した職員名簿について、毎年更新を行い、大規模災害時の参集体制等を構築する。また、名簿登載者を対象とした研修等を出水期前までに実施する。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【知事公室・総務部】

- 災害発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、職員参集訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

(4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

(浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進) 【農林水産部・土木部】

- 大規模風水害・地震時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を軽減するため、「田んぼダム」の取組みや利水ダムの事前放流などの「流域治水」を推進する。

- 大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 市町村での下水道による都市浸水対策に係る中長期的な計画（雨水管理総合計画）策定の促進や、排水対策に資する下水道施設の整備・機能強化等について技術的支援を行う。
- 農地等の浸水被害を軽減するため、浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備を進めるとともに、BCPの検証・見直しに取り組む。

(事業者におけるBCP策定促進) 【商工労働部】

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう県内事業者の事業継続計画（BCP）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別BCPへの改訂等を支援する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商工労働部】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】 (再掲)

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るために、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【土木部】

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（B C P）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

(4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(石油コンビナート火災等に対する体制の整備) 【知事公室・総務部】

- 石油コンビナート火災等において、迅速かつ適切な対応により被害の拡大を防ぐため、消防本部において石油コンビナート火災に対応する消火資機材の導入を促進するとともに、円滑な消火を行うための訓練を実施する。
- 大量の石油が取り扱われる石油コンビナート特別防災区域の周辺地域の住民へ、防災上の重要情報や避難指示等を確実に伝達できるよう、訓練等を通じて情報伝達体制を整備する。

(特定事業者及び防災関係機関との連携等) 【知事公室】

- 石油コンビナート火災や産業施設の損壊等の災害が発生した際に的確かつ迅速な対応が可能となるよう、特定事業者及び防災関係機関と連携した総合的な防災訓練の実施や事業継続計画（B C P）の策定を促進する。

(港湾B C Pの策定・活用) 【土木部】

- 大規模災害時における港湾施設の被災に起因した広域複合災害を防止するため、港湾事業継続計画（B C P）を策定・活用し、これらの事態への対応力を強化する。

(有害物質の流出対策等) 【環境生活部】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように

準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、国及び事業者と連携した取組みを進める。

(アスベスト対策) 【環境生活部】

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備する。また、住民、ボランティア及び工事従事者の暴露防止のための防じんマスクの備蓄を促進する。

(N B C災害に対応する資機材の整備) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、消防及び警察において核、生物、化学物質による特殊災害（N B C災害）に対応する資機材の整備を進める。

(4-3) 広域防災拠点である阿蘇くまもと空港や、海上輸送の拠点となる港湾・漁港の機能停止による地域経済への甚大な影響

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（B C P）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

(空港の機能強化) 【企画振興部・土木部】

- 耐震化など空港機能等の強化のため、コンセッション方式により一体的に整備された国内線・国際線ターミナルビルを効果的に活用し、熊本の発展に資する空港となるよう国や経済界等関係機関と連携の上、阿蘇くまもと空港ターミナルビルの機能強化に取り組む。
- 阿蘇くまもと空港への支援機が集中し受入れができない場合や天草地域で災害が発生した場合は、天草空港を災害対応の拠点として使用するため、ターミナルや駐機場の強化等を行う。

(4-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

響

(事業者におけるB C P策定促進) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害後、事業者が中核事業を継続又は再開し、サプライチェーンの寸断等から早期に復旧できるよう県内事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進するとともに、より実効性の高い産業別B C Pへの改訂等を支援する。

(4-5) 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)

【知事公室・健康福祉部・環境生活部・商工労働部】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。
- ライフライン事業者と協定を締結して早期復旧のための連携を強化するとともに、優先的に供給（復旧）する重要施設をあらかじめ事業者と共有することでエネルギーの優先供給を受けられる体制の整備を図る。
- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。
- 大規模災害時に県及び市町村の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等により供給体制の多重化、強化を図る。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【知事公室・商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、県民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】 (再掲)

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るために、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹

線道路ネットワークの整備を進める。

- 県内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(災害時の活動拠点等の整備) 【知事公室・土木部】(再掲)

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】(再掲)

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（B C P）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

(空港の機能強化) 【企画振興部・土木部】(再掲)

- 耐震化など空港機能等の強化のため、コンセッション方式により一体的に整備された国内線・国際線ターミナルビルを効果的に活用し、熊本の発展に資する空港となるよう国や経済界等関係機関と連携の上、阿蘇くまもと空港ターミナルビルの機能強化に取り組む。
- 阿蘇くまもと空港への支援機が集中し受入れができない場合や天草地域で災害が発生した場合は、天草空港を災害対応の拠点として使用するため、ターミナルや駐機場の強化等を行う。

(4-6) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【環境生活部】

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部】(再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、市町村に対し、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 市町村と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。
- 国の策定した「災害時地下水利用ガイドライン」を参考に、井戸の新設や湧水の活用など、市町村において災害時の生活用水対策が検討されるよう、防災井戸の設置を検討している市町村に対して、適地であるかを判断するために必要なデータを提供するなど、市町村における防災井戸の整備等が円滑に進むよう支援する。

(4-7) 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林水産部】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進) 【環境生活部・農林水産部】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、市町村と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

(適切な森林整備の推進) 【農林水産部】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(治山・砂防施設等の計画的な整備の推進) 【農林水産部・土木部】

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、治山施設や砂防施設の計画的な整備を推進する。

(中山間地域の振興) 【企画振興部・農林水産部】

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持、都市部との連携強化等の取組みを支援する。

(自然公園の施設等に関する対策) 【環境生活部】

- 自然公園施設利用者の安全確保を図るため、必要箇所において落石防止施設や退避壕などの施設整備を行うとともに、老朽化した施設の再整備を進める。

(4-8) 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設等の保全) 【農林水産部】

- 地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設等の被害防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設等の計画的な整備、及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

(災害時の集出荷体制等の構築) 【農林水産部】

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物や水産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。
- 災害時にも卸売市場が継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、市場関係者による防災・減災に対応した施設整備の取組みを支援する。

(農業施設等の耐候性等の強化) 【農林水産部】

- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力低下を防止するため、園芸産地における事業継続計画（B C P）の策定や協力体制の構築を推進する。

- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物の競争力低下を防止するため、関係機関連携のうえ降灰状況を共有するとともに、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化型ハウス、防風施設等気象災害軽減施設、降灰に係る洗浄施設、被覆施設等の導入などの防災営農施設整備計画を推進する。

(漁港の防災対策) 【農林水産部】

- 大規模災害時、水産物の出荷等を確保するため、漁港施設の耐災性の強化及び老朽化対策を図るとともに、埋塞対策として航路・泊地の浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。

(農業保険・漁業共済加入の促進) 【農林水産部】

- 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業保険及び漁業共済加入を促進する。

(4-9) 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備) 【知事公室・土木部・警察本部】(再掲)

- 火山活動に伴う噴石、ガス、降灰等による被害を防ぐため、市町村における避難場所や避難経路、避難のための施設の整備を促進する。
- 火山噴火時に地域住民、観光客及び登山者などが迅速に避難できるよう、国、市町村及び関係機関と連携して、阿蘇山火山防災マップの周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性の啓発を推進する。
- 噴火に関する情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化を図る。

(登山者情報の把握の推進) 【知事公室・警察本部】(再掲)

- 災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知徹底を図る。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震、令和2年7月豪雨及び令和7年8月豪雨の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務に基づき災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、非常時優先業務やタイムラインについては、隨時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務

の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 常時、災害対応業務を円滑に遂行できるよう、危機管理防災課及び消防保安課経験職員など災害対応を経験した職員名簿について、毎年更新を行い、大規模災害時の参集体制等を構築する。また、名簿登載者を対象とした研修等を出水期前までに実施する。

(農業保険・漁業共済加入の促進) 【農林水産部】 (再掲)

- 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業保険及び漁業共済加入を促進する。

(農業施設等の耐候性等の強化) 【農林水産部】 (再掲)

- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力低下を防止するため、園芸産地における事業継続計画(BCP)の策定や協力体制の構築を推進する。
- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災による施設園芸や果樹、地域特産物の競争力低下を防止するため、関係機関連携のうえ降灰状況を共有するとともに、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化型ハウス、防風施設等気象災害軽減施設、降灰に係る洗浄施設、被覆施設等の導入などの防災営農施設整備計画を推進する。

(降灰対策の推進) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部・土木部・教育庁】

- 降灰による住民生活への被害等を防ぐため、健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化する。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

(5-1) テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【知事公室・総務部・企画振興部・環境生活部】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。
- 国、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。
- 大規模災害時、警察及び消防通信を確保し、被害状況の迅速かつ的確な把握等のため、通信指令システムの耐災性の強化や代替手段の確保及び統合型地理情報システム（G I S）の活用を推進するなど、警察及び消防の通信基盤・施設の強化・高度化を推進する。

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッショングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るために、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。

- 県内における災害時の郵便事業の停止を防止するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【知事公室】 (再掲)

- 住民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 県民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、防災情報くまもと、県防災情報メールサービスについて県民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSや県・市町村ホームページなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

(避難指示等の適切な発令) 【知事公室】 (再掲)

- 市町村において避難指示等が適切に発令されるよう、防災情報ネットワークシステム等を用いて、市町村における避難指示等の発令に必要な情報を提供するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づく見直しを促進する。
- 避難指示等を踏まえ、住民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報5段階の警戒レベルの意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【知事公室】 (再掲)

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理した熊本県版タイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの住民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、5段階の警戒レベルを踏まえ、住民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性

の周知・啓発を進める。

- 台風や大雨などの災害に備え、住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」(防災行動計画)の普及に市町村等と連携し取り組む。また、マイタイムラインを活用した住民参加型訓練を実施し、避難の生活習慣化を図る。
- 日常の生活空間の中でハザードマップを可視化するため、市町村や自主防災組織による想定浸水深や避難場所などの防災標識（リアルハザードマップ）の整備を促進する。
- 一市町村の中で住民の避難を完結することが困難となるような広域的な災害が増加していることから、広域避難の必要性が生じた場合に、円滑に広域避難が実施できるよう、平時から市町村における準備・検討を促進する。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【知事公室】

- 大規模災害時に、市町村と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、市町村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(5-2) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

(電力供給に向けた燃料供給体制の構築) 【知事公室・商工労働部・警察本部】

- 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力供給の途絶を防ぐため、国、石油連盟及び熊本県石油商業組合と連携し、救助・救急等の活動や災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料拠点となる中核SS（災害対応型給油所）制度の周知を図るとともに、平時から燃料を輸送する指定公共機関において緊急通行車両の確認事務手続き申請を行うよう促す。

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な電力供給に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るために、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。

- 県内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力を供給するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な電力供給に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時、電力供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【知事公室】

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入) 【商工労働部】(再掲)

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築) 【知事公室・商工労働部・警察本部】

- 大規模災害時、電力供給ネットワークの機能停止を防ぐため、国と連携し、災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核SS(災害対応型給油所)制度の周知等を図るとともに、平時から燃料を輸送する指定公共機関において緊急通行車両の確認事務手続き申請を行うよう促す。

(電気BCPの策定) 【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時の電力供給施設の被災によるエネルギー供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを促進する。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（B C P）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

(5-3) 都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給に向けた燃料供給体制の構築)

【知事公室・商工労働部・警察本部】

- 大規模災害時、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給の途絶を防ぐため、国、石油連盟及び熊本県石油商業組合と連携し、救助・救急等の活動や災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料拠点となる中核 S S (災害対応型給油所) 制度の周知を図るとともに、平時から燃料を輸送する指定公共機関において緊急通行車両の確認事務手続き申請を行うよう促す。

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッショングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るため、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料を供給するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時、都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。

(長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築) 【知事公室・商工労働部・警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時、石油・L P ガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、国、石油連盟及び熊本県石油商業組合と連携し、災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核 S S (災害対応型給油所) 制度の周知等を図るとともに、平時から燃料を輸送する指定公共機関において緊急通行車両の確認事務手続き申請を行うよう促す。

(ガスB C Pの策定) 【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時のガス施設の被災によるエネルギー供給の長期停止を防止するため、関係事業者の事業継続計画 (B C P) 策定に向けた取組みを促進する。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画 (B C P) を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

(5－4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化等) 【環境生活部】 (再掲)

- 水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、市町村等におけるアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を促進するとともに、水道事業者に対して、国庫補助を活用した施設整備等を働きかけ、水道施設の耐震化等を促進する。

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【環境生活部】(再掲)

- 大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

(生活用水の確保) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部】(再掲)

- 大規模災害時にトイレ等の生活用水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、市町村に対し、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める(幼児がいる家庭においては安全面に留意)など、生活用水の確保について啓発を行う。
- 市町村と事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。
- 国の策定した「災害時地下水利用ガイドライン」を参考に、井戸の新設や湧水の活用など、市町村において災害時の生活用水対策が検討されるよう、防災井戸の設置を検討している市町村に対して、適地であるかを判断するために必要なデータを提供するなど、市町村における防災井戸の整備等が円滑に進むよう支援する。

(上水道BCPの策定) 【環境生活部】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、市町村及び関係事業者の事業継続計画（BCP）策定に向けた取組みを支援する。

(工業用水道施設の強靭化) 【企業局】

- 工業用水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、工業用水道事業費補助金等を活用し、耐震化や老朽化設備の計画的な更新等を推進する。

(九州内の工業用水道事業者間の連携体制の整備) 【企業局】

- 被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、九州内の工業用水道事業者間において締結した「九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」に基づき、備蓄品情報の交換及び定期的な訓練の実施を推進する。

(下水道施設等の耐震等) 【土木部】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、流域下水道施設の耐震化・耐水化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・維持修繕・

改築を推進する。また、市町村の下水道施設等の耐震化等を促進する。

- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、公共下水道実施市町村において、避難所開設時に備えてマンホールトイレ整備を促進する。

(浄化槽の整備等) 【土木部】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制の整備を支援する。

(下水道BCPの充実) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、県内全域で策定した下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(5-5) 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るため、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の交通ネットワークを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備) 【企画振興部】

- 大規模災害時の鉄道輸送機能を確保するため、国、市町村や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめとした耐災害性の強化に向けた取組みを進めるとともに、地域鉄

道等が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

(交通ネットワークの確保に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の交通ネットワークを確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受入れる土砂処分場の整備を進める。
- 港湾の被災による交通ネットワークの機能停止を防ぐため、港湾事業継続計画（B C P）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画振興部】 (再掲)

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時、公共交通機関周辺での多数の帰宅困難者の発生が懸念されることから、各事業所等において、従業員や顧客等が一斉に移動することを抑制するため、交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の対策を講じるよう啓発を行う。
- 各事業所等において、帰宅困難者の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄を促進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、県内各地域や集落間を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るために、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【土木部】

- 大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、市町村と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。また、土地区画整理事業等を活用した道路整備や無電柱化の推進によ

り通行空間を確保する。

(被災建築物等の迅速な把握) 【土木部・教育庁】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊や宅地の崩壊等による二次災害を防止するため、市町村、建築関係団体等と連携し被災建築物等の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(交通安全施設の耐震化等) 【警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時の信号機の全面停止等による重大交通事故の発生を防ぐため、耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を計画的に推進する。また、信号が全面機能停止した場合、手信号による交通整理等が速やかに行えるよう体制整備を行う。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【知事公室】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から市町村職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化) 【知事公室、農林水産部】

- 発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝送装置を活用した被害情報収集を実施する。
- 発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、JAXA（国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構）と連携し、人工衛星を活用した建物被害の推定を実施する。
- 市町村が行う林道災害調査において、被害状況を迅速に把握するため、初動調査でドローン画像解析システムを活用できる人材を確保・育成し、災害対応力を強化する。

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材の確保) 【土木部】

- 大規模災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保・育成のため、建設業界や教育機関と連携し、求人・求職情報の共有や建設産業の魅力発信等を行うとともに、就労環境の整備や資格取得の支援を進める。
- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体等との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。
- 建設産業の担い手不足による復旧・復興の停滞を防止するため、ICT施工等の建設DXの取組みによる生産性向上や、業務体制見直しにより働き方改革を推進する。

(学校における人材の育成) 【教育庁】

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD（ケボアド））及び全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVVOAD（ジェボアド））との協定に基づき、平時から顔が見える関係を築き、対応力を強化する。
- 大規模災害時、市町村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(被災建築物等の迅速な把握) 【土木部・教育庁】（再掲）

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊や宅地の崩壊等による二次災害を防止するため、市町村、建築関係団体等と連携し被災建築物等の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

(被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備) 【教育庁】

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【教育庁】

- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(6－3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築) 【環境生活部】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、県内で発生した災害における課題を踏まえた処理方法等を各市町村に情報提供することにより、災害廃棄物処理計画の見直しを支援する。
- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理が行えるよう、市町村における様々な災害を想定した仮置場候補地の選定を促進する。
- 甚大な被害により市町村における災害廃棄物処理が困難となり、県が市町村から要請を受けた場合等に、迅速かつ適切な支援が行えるよう体制整備を図る。また、災害時の備えともなる市町村の一般廃棄物処理施設整備について支援を行う。
- 大規模災害時に、損壊家屋の撤去等や大量に発生する災害廃棄物の処理を促進するため、他都道府県又は関係団体等と締結した廃棄物処理に関する協定を基に、平時から相互協力のための連携強化を図る。

(6－4) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から市町村職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災者の住まいの確保と再建) 【健康福祉部・土木部】

- 住家を失った被災者が、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう平時から運営体制を整備するとともに、関係市町村等と連携し、一日も早く被災前の生活を取り戻していただくことを目的とした住まいの再建支援策を活用し、住まいの再建が完了するまで進捗管理を行う。

- 応急仮設住宅建設の省力化・迅速化を図ることで、被災者への早期の住まいの提供を実現する。
- 被災者の住まいの選択肢を増やすとともに移転や家賃負担軽減につなげるために木造仮設住宅の利活用を推進する。
- 公営住宅において、入居者の安全を確保するとともに、災害時に住戸を提供できるよう、老朽化した住宅団地の更新や長寿命化のための改修を促進する。

(地籍調査の実施) 【農林水産部】

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

(地震保険加入率の向上) 【知事公室】

- 大規模災害時の被災者の生活再建が迅速かつ円滑に進むよう、県民に地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入促進及び市町村への制度の周知・啓発を図る。

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉部】 (再掲)

- 大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD(ケボアド)）及び全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVROAD(ジェボアド)）との協定に基づき、平時から顔が見える関係を築き、対応力を強化する。
- 大規模災害時、市町村とボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(相談体制の整備) 【知事公室】

- 大規模災害時に県民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(6－5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るため、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備) 【企画振興部】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、国、市町村や交通事業者と連携しながら、鉄道施設の耐震化をはじめ、耐災性の強化に向けた取組みを進めるとともに、地域鉄道が被災した場合、早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

(迅速な復旧・復興に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、港湾施設の耐震化や耐波性能等の強化、「協働防護」による気候変動適応、港湾事業継続計画（B C P）の活用による被災した施設の業務継続や早期復旧に向けた体制整備など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策等を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。

(災害時の交通安全対策) 【警察本部】

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、災害時の交通規制等に関する交通安全教育の推進を図る。

(地籍調査の実施) 【農林水産部】（再掲）

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

(被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化) 【知事公室、農林水産部】(再掲)

- 発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝送装置を活用した被害情報収集を実施する。
- 発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、JAXA(国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構)と連携し、人工衛星を活用した建物被害の推定を実施する。
- 市町村が行う林道災害調査において、被害状況を迅速に把握するため、初動調査でドローン画像解析システムを活用できる人材を確保・育成し、災害対応力を強化する。

(6-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【知事公室】(再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から市町村職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(被災者の住まいの確保と再建) 【健康福祉部・土木部】(再掲)

- 住家を失った被災者が、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう平時から運営体制を整備するとともに、関係市町村等と連携し、一日も早く被災前の生活を取り戻していただくことを目的とした住まいの再建支援策を活用し、住まいの再建が完了するまで進捗管理を行う。
- 応急仮設住宅建設の省力化・迅速化を図ることで、被災者への早期の住まいの提供を実現する。
- 被災者の住まいの選択肢を増やすとともに移転や家賃負担軽減につなげるために木造仮設住宅の利活用を推進する。
- 公営住宅において、入居者の安全を確保するとともに、災害時に住戸を提供できるよう、老朽化した住宅団地の更新や長寿命化のための改修を促進する。

(地籍調査の実施) 【農林水産部】(再掲)

- 大規模災害後、被災者の生活再建が迅速に進むよう、地籍調査事業を促進し、土地境界等を明確にする。

(地震保険加入率の向上) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時の被災者の生活再建が迅速かつ円滑に進むよう、県民に地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入促進及び市町村への制度の周知・啓発を図る。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(6-7) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防火・耐震対策) 【教育庁】

- 大規模災害時に、国指定等文化財等が受ける被害を可能な限り減じるために、防火・耐震対策を進める。

(地域における共助の推進) 【知事公室】

- 大規模災害時に、市町村と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、市町村と自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化) 【知事公室・警察本部】

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。

(地域と学校の連携) 【教育庁】

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(地域コミュニティの維持) 【企画振興部・健康福祉部・農林水産部】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、平時からの民間事業者との協定の締結、民間ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員（学生消防団員含む）の確保・拡大も含め、市町村や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した市町村における資機材の整備を促進する。

(警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時に、治安維持活動を確保するため、県外からの応援部隊の受援体制及び指揮体制の強化を推進するとともに、部隊の活動拠点の複数確保、宿営拠点としての宿営場所や駐車場の確保を図る。

(6－8) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【知事公室・商工労働部・観光文化部】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 市町村や県内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャネルを通じた迅速な情報発信を行う。

7 広域防災拠点として実効性の高い災害対応を行う

(7-1) 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(広域防災拠点となる施設の耐震性の強化)

【知事公室・総務部・企画振興部・健康福祉部・環境生活部・商工労働部・観光文化部・土木部・教育庁・各施設所管部】

- 熊本産業展示場（グランメッセ熊本）や県民総合運動公園、県消防学校等について、物資集積拠点や応援部隊等の活動拠点等として確実に使用できるよう、非構造部材も含めた耐震性の強化を図る。
- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化や施設・設備の浸水被害防止対策を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 阿蘇くまもと空港について、大規模災害時に、物資や応援部隊の受入れ、広域医療搬送の拠点として活用できるよう、空港施設の活用体制を構築する。
- 広域的な防災拠点としての救援・復旧活動拠点となる道の駅を「防災道の駅」として選定し、施設の耐震化、無停電施設や通信基盤の整備などハード・ソフト両面から防災機能の強化を促進する。

(広域防災拠点となる施設の分散化)

【知事公室・総務部・企画振興部・健康福祉部・商工労働部・土木部・教育庁・各施設所管部】

- 防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、または九州各県との相互補完体制の構築など多重性（リダンダンシー）の確保を図る。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、地域振興局ごとに代替施設を事前に確保する。
- 阿蘇くまもと空港への支援機が集中し受入れができない場合や天草地域で災害が発生した場合は、天草空港を災害対応の拠点として使用するため、ターミナルや駐機場の強化等を行う。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【知事公室】

- 県境を越える広域的な大規模災害時の支援体制を構築し、迅速かつ適切な情報収集・連絡調整を行えるよう、国や関係機関、九州・山口各県が参加する広域応援訓練等を行う。

(7-2) 支援ルート及びエネルギー供給の途絶による救助・救援活動・医療機能の
麻痺

(総合防災航空センターの機能強化) 【総務部・警察本部】(再掲)

- 大規模災害時に円滑なヘリコプター救助を行うため、防災消防航空センターと県警ヘリコプター基地を合算した総合防災航空センターの災害対応能力が向上するよう、同施設及び設備の計画的な管理・更新により消防、県警ヘリコプターの活動基盤の維持・強化を図る。

(救助・救急ルート・医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るために、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の救助・救急・医療活動の支援ルートを確保するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(緊急交通路の確保) 【警察本部】

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに高速道路等の主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

(医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築) 【知事公室・警察本部】(再掲)

- 大規模災害時の救助・救急等の活動に必要な燃料供給の途絶を防ぐため、国、石油連盟及び熊本県石油商業組合と連携し、救助・救急等の活動や災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。また、災害時における燃料供給を適切かつ

迅速に行うため、災害時の燃料供給拠点となる中核S S（災害対応型給油所）制度の周知等を図るとともに、平時から燃料を輸送する指定公共機関において緊急通行車両の確認事務手続き申請を行うよう促す。

- 大規模災害時、民間給油施設が利用できない状況下において、迅速な救助活動を実施するため、関係機関と連携して燃料の備蓄に取り組む。また、県外派遣の救助部隊と連携して迅速かつ的確な人命救助が行えるよう、警察施設における給油設備の整備を図る。

(活動に必要な燃料の供給) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 県外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備を促すとともに、消防本部においても国の補助や無償貸与制度を活用した燃料補給車の整備を進める。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【健康福祉部】 (再掲)

- 大規模災害時、災害拠点病院をはじめとする医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るために、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 県内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】 (再掲)

- 災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受入れる土砂処分場の整備を進める。

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も電気が使えるよう、住宅・事業所への太陽光発電設備と蓄電池の導入を促進し、「エネルギー面で強靭な防災型住宅」の普及を図る。また、防災拠点や避難所となる公共施設の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

(実動機関のヘリコプターの活用) 【知事公室・総務部・健康福祉部・警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実動機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするために、病院のヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制を整備する。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備) 【企画振興部・土木部】 (再掲)

- 大規模災害発生時、道路以外の医療活動の支援ルートを確保するため、港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化及び「協働防護」による気候変動適応など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。
- 大規模災害時、道路以外の医療活動の支援ルートを確保するため、空港ターミナルビルの耐震化等、空港施設の機能強化を進める。

(7-3) 道路等の基幹インフラの損壊により災害対応が遅れる事態

(迅速な災害対応に向けた道路整備) 【土木部】

- 九州の縦軸・横軸の多重性（リダンダンシー）確保と循環型高速ネットワークのミッショングリンク（高規格道路網等において未整備により途中で途切れている区間）解消を図るた

め、中九州横断道路、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、有明海沿岸道路等の幹線道路ネットワークの整備を進める。

- 県内における災害対応の遅れを防止するため、県内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。
- 宇土・天草地域における半島特有の地理的条件を踏まえた半島防災・強靭化等の推進を図るために、ダブルネットワークの役割を果たす熊本天草幹線道路の整備や緊急輸送ネットワークの強靭化、耐災害性の向上等を進める。

(迅速な災害対応に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災による災害対応の遅れを防止するため、港湾施設の耐震化や耐波性能等の強化、「協働防護」による気候変動適応、港湾事業継続計画（B C P）の活用による被災した施設の業務継続や早期復旧に向けた体制整備など、総合的な防災・減災対策を推進する。また、施設の老朽化対策等を進めるとともに、航路・泊地の埋塞対策として浚渫並びに浚渫土砂を受け入れる土砂処分場の整備を進める。

(災害時の交通安全対策) 【警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時、交通事故の多発や大渋滞を防止するため、平時から迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制を整えるとともに、災害時の交通規制等に関する交通安全教育の推進を図る。

(被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化) 【知事公室、農林水産部】 (再掲)

- 発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝送装置を活用した被害情報収集を実施する。
- 発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、J A X A（国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構）と連携し、人工衛星を活用した建物被害の推定を実施する。
- 市町村が行う林道災害調査において、被害状況を迅速に把握するため、初動調査でドローン画像解析システムを活用できる人材を確保・育成し、災害対応力を強化する。

第6章 計画の推進

本計画による強靭化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、P D C Aサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

＜重要業績指標（KPI）一覧＞

重要業績指標	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
住宅の耐震化率	89.5% (R5年度末時点)	R5	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	R12	1-1
私立学校の非構造部材の耐震対策率	89.2%	R6	100%	R12	1-1
多数の者が利用する建築物の耐震化率	92.8%	R7	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	R12	1-1
県管理河川の整備率	57.6%	R7	59.7%	R12	1-4
土砂災害特別警戒区域からの住宅移転数	236件	R7	300件	R12	1-5
農業用ため池のハザードマップを作成した割合	98.4%	R7	100%	R12	1-4
点検結果に基づく砂防えん堤(要対策箇所)の対策実施	56.1%	R7	100%	R12	1-5,1-6
点検結果に基づく急傾斜(要対策箇所)の対策実施	22.9%	R7	100%	R12	1-5
定期点検結果により老朽化対策が必要な、船舶係留のための施設の修繕実施率	50%	R7	55%	R12	1-3
定期点検結果により老朽化対策が必要な、港湾区域内の海岸保全施設の修繕実施率	45%	R7	48%	R12	1-3
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
幹線道路の整備進捗率(供用率)	50.7%	R7	60%	R12	2-1.2-2,2-4,2-7
二巡目点検結果により早期措置段階の橋梁の修繕実施率	35%	R7	100%	R12	2-1.2-2,2-4,2-7
二巡目点検結果により早期措置段階のトンネルの修繕実施率	60.5%	R7	100%	R12	2-1.2-2,2-4,2-7
再生可能エネルギー導入量	106万kWh (R4年度末時点)	R4	150万kWh	R12	2-4,2-7
自立分散型再生可能エネルギー電源等を備えた自治体の防災拠点、避難所等	310施設 (R5年度末時点)	R5	300施設	R12	2-4,2-7
DMAT数	39チーム	R7	45チーム	R12	2-1.2-2
定期点検結果により老朽化対策が必要な、船舶係留のための施設の修繕実施率【再掲】	50%	R7	55%	R12	.2-2,2-4
定期点検結果により老朽化対策が必要な、港湾区域内の海岸保全施設の修繕実施率【再掲】	45%	R7	48%	R12	.2-2,2-4

重要業績指標	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
3 必要不可欠な行政機能を確保する					
信号機電源付加装置の整備	149基	R6	152基	R12	3-1
多数の者が利用する建築物の耐震化率【再掲】	92.8%	R7	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	R12	3-2
4 経済活動を機能不全に陥らせない					
県管理河川の整備率【再掲】	57.6%	R7	59.7%	R12	4-1
幹線道路の整備進捗率(供用率)【再掲】	50.7%	R7	60%	R12	4-1.4-5
二巡目点検結果により早期措置段階の橋梁の修繕実施率【再掲】	35%	R7	100%	R12	4-1.4-5
二巡目点検結果により早期措置段階のトンネルの修繕実施率【再掲】	60.5%	R7	100%	R12	4-1.4-5
多面的機能支払交付金の取組面積	69,834	R6	71,600	R12	4-7.4-8
間伐面積	3648	R7	5200	R12	4-7
再造林面積	935	R7	1400	R12	4-7
定期点検結果により老朽化対策が必要な、船舶係留のための施設の修繕実施率【再掲】	50%	R7	55%	R12	4-1.4-3,4-5
定期点検結果により老朽化対策が必要な、港湾区域内の海岸保全施設の修繕実施率【再掲】	45%	R7	48%	R12	4-1.4-3,4-5
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる					
幹線道路の整備進捗率(供用率)【再掲】	50.7%	R7	60%	R12	5-1.5-2,5-3,5-5
二巡目点検結果により早期措置段階の橋梁の修繕実施率【再掲】	35%	R7	100%	R12	5-1.5-2,5-3,5-5
二巡目点検結果により早期措置段階のトンネルの修繕実施率【再掲】	60.5%	R7	100%	R12	5-1.5-2,5-3,5-5
再生可能エネルギー導入量【再掲】	106万kWh (R4年度末時点)	R4	150万kWh	R12	5-2
自立分散型再生可能エネルギー電源等を備えた自治体の防災拠点、避難所等【再掲】	310施設 (R5年度末時点)	R5	300施設	R12	5-2
合併処理浄化槽の普及率	15.26%	R6	19.90%	R17	5-4
定期点検結果により老朽化対策が必要な、船舶係留のための施設の修繕実施率【再掲】	50%	R7	55%	R12	5-2,5-3,5-5
定期点検結果により老朽化対策が必要な、港湾区域内の海岸保全施設の修繕実施率【再掲】	45%	R7	48%	R12	5-2,5-3,5-5

重要業績指標	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載 リスクシナリオ
6 社会・経済が迅速かつ從前より強靭な姿で復興できる条件を整備する					
新卒(中学・高校)者の建設業就業者数	799人	R7	950人/年	R12	6-2
地籍調査進捗率	86.6%	R7	93.0%	R12	6-4,6-5,6-6
幹線道路の整備進捗率(供用率)【再掲】	50.7%	R7	60%	R12	6-5
二巡目点検結果により早期措置段階の橋梁の修繕実施率【再掲】	35%	R7	100%	R12	6-5
二巡目点検結果により早期措置段階のトンネルの修繕実施率【再掲】	60.5%	R7	100%	R12	6-5
定期点検結果により老朽化対策が必要な、船舶係留のための施設の修繕実施率【再掲】	50%	R7	55%	R12	6-5
定期点検結果により老朽化対策が必要な、港湾区域内の海岸保全施設の修繕実施率【再掲】	45%	R7	48%	R12	6-5
7 広域防災拠点として実効性の高い災害対応を行う					
多数の者が利用する建築物の耐震化率【再掲】	92.8%	R7	耐震性が不十分な特定建築物を概ね解消	R12	7-1
幹線道路の整備進捗率(供用率)【再掲】	50.7%	R7	60%	R12	7-2,7-3
二巡目点検結果により早期措置段階の橋梁の修繕実施率【再掲】	35%	R7	100%	R12	7-2,7-3
二巡目点検結果により早期措置段階のトンネルの修繕実施率【再掲】	60.5%	R7	100%	R12	7-2,7-3
再生可能エネルギー導入量【再掲】	106万kWh (R4年度末時点)	R4	150万kWh	R12	7-2
自立分散型再生可能エネルギー電源等を備えた自治体の防災拠点、避難所等【再掲】	310施設 (R5年度末時点)	R5	300施設	R12	7-2
定期点検結果により老朽化対策が必要な、船舶係留のための施設の修繕実施率【再掲】	50%	R7	55%	R12	7-2,7-3
定期点検結果により老朽化対策が必要な、港湾区域内の海岸保全施設の修繕実施率【再掲】	45%	R7	48%	R12	7-2,7-3

【別紙】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅の耐震化) 【土木部】

- 本県の住宅の耐震化率は全国平均に追いついてきているが、今後見込まれる日奈久断層帯を震源とする大規模地震時に、住宅倒壊による多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を継続して促進する必要がある。

(宅地の耐震化) 【土木部】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(交通施設の耐災性の強化) 【企画振興部】

- 大規模災害時、鉄道、空港等の交通施設の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

(公共建築物、学校施設の耐震化) 【総務部・土木部・教育庁・企業局・各施設所管部】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化を促進する必要がある。

(公営住宅の安全性確保) 【土木部】

- 大規模地震等の発生時、公営住宅の倒壊、外壁の落下や非構造部材の破損等により、人的被害が発生するおそれがあるため、老朽化した公営住宅の更新や老朽化対策のための改修を促進する必要がある。

(空家の除却や改修) 【土木部】

- 本県の空家率は、全国平均よりも高く、大規模地震時に倒壊等による人的被害が発生するおそれがあるため、改修等による利活用、適切な管理、除却や修繕等を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化) 【健康福祉部】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の倒壊等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化) 【総務部・土木部】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進する必要がある。

(家庭・事業所における地震対策) 【知事公室】

- 大規模地震時には家屋等の倒壊だけでなく、家具や備品の転倒等により人的被害が拡大するおそれがあることから、各家庭や事業所において、身の回りの地震対策を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【知事公室】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(過去の教訓や経験の伝承) 【知事公室・企画振興部・観光文化部】

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

1－2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(ガス設備の耐災性の強化) 【総務部】

- 大規模地震等の発生時、L P ガス容器の転倒、破損等により、火災等が発生するおそれがあるため、ガス漏れ防止策等を進める必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承) 【知事公室・企画振興部・観光文化部】 (再掲)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(交通施設の耐災性の強化) 【企画振興部】 (再掲)

- 大規模災害時、鉄道、空港等の交通施設の火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、交通施設の耐災性の強化を図る必要がある。

(公共建築物、学校施設の火災防止) 【総務部・教育庁・企業局・各施設所管部】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の防火対策を促進する必要がある。

(医療施設、社会福祉施設の火災防止) 【健康福祉部】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設等の火災等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の防火対策を促進する必要がある。

(不特定多数の者が利用する建築物の火災防止) 【総務部・土木部】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の防火対策を進める必要がある。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】(再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(住宅密集地における火災の拡大防止) 【総務部・土木部】

- 大規模地震時、市街地などの住宅密集地では広域にわたって同時に火災が発生し、大規模火災となるおそれがあることから、住宅密集地における火災の拡大防止対策や、家庭・事業所等における防火啓発等を進める必要がある。

(消防の災害対処能力の強化) 【総務部】

- 大規模災害時、救出・救助活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救出・救助活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(県内消防応援隊の活用) 【総務部】

- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要がある。

(自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実動機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入れ等の体制を確保する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(帰宅困難者や徒步帰宅者等のための公園緑地の整備) 【土木部】

- 大規模災害時に発生する大量の帰宅困難者等のための滞在場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の再整備を進めていく必要がある。

1－3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承) 【知事公室・企画振興部・観光文化部】(再掲)

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(海岸保全施設の整備等) 【農林水産部・土木部】

- 台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実に行う必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【土木部】

- 津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

(迅速な避難のための体制の整備等) 【知事公室・農林水産部・土木部・その他全部局】

- 津波・高潮等による建築物の損壊・浸水や避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民の迅速な避難を促す必要がある。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】(再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】(再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

1－4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（災害対応業務の標準化・共有化）【知事公室】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【知事公室】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（過去の教訓や経験の伝承）【知事公室・企画振興部・観光文化部】（再掲）

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

（浸水被害の防止に向けた河川整備等）【土木部・その他全部局】

- 大規模風水害・地震時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

（円滑な避難のための道路整備）【土木部】（再掲）

- 津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

（避難指示等の適切な発令）【知事公室】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難指示等が適切に発令される必要がある。

（事前予測が可能な災害への対応）【知事公室】

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【知事公室】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進) 【知事公室・農林水産部・土木部】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、河川整備や「田んぼダム」の取組み及び利水ダムの事前放流などの「流域治水」を計画的に推進するとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(内水氾濫対策の推進) 【知事公室・農林水産部・土木部】

- 大規模風水害時において、排水路や下水道等の処理能力を超える降雨により、市街地や農地などの低地における広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、内水氾濫の被害の軽減に資する対策を推進していく必要がある。

(社会福祉施設等の水害対策強化) 【健康福祉部】

- 大雨等による水害の発生時、避難に時間を要する社会福祉施設等の利用者の被害が拡大するおそれがあることから、社会福祉施設等の水害対策のための改修等を促進する必要がある。

(施設の長寿命化、災害復旧事業の推進) 【農林水産部・土木部】

- 大規模災害時に防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設の整備を推進する必要がある。

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【農林水産部】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

(浸水対策、流域減災対策) 【土木部】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

1－5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【知事公室】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(過去の教訓や経験の伝承) 【知事公室・企画振興部・観光文化部】（再掲）

- 大規模災害の発生から時間が経過するにつれ、災害に対する住民の記憶が風化し、事前の備え等の重要性に関する認識が希薄になるおそれがあることから、災害の記憶や教訓を後世に伝えていく必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【農林水産部・土木部】

- 台風や集中豪雨等により大規模な土砂災害や土砂の崩壊や流出などの山地災害が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備や土砂災害警戒区域等の指定などを進める必要がある。

(既存盛土による災害の防止) 【土木部】

- 大地震や豪雨等により盛土地盤が崩壊し、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、既存盛土の危険箇所を把握する必要がある。

(要支援者対策の推進) 【知事公室・健康福祉部】 (再掲)

- 大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより、避難が遅れるおそれがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

(観光客の安全確保等) 【観光文化部】 (再掲)

- 大規模災害時、地理に不案内な観光客に対し情報がうまく伝達されないことにより、避難行動に遅れが生じ、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、観光客の安全確保対策を講じる必要がある。

(外国人に対する情報提供の配慮) 【知事公室・観光文化部】 (再掲)

- 大規模災害時、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(学校の災害対応の機能向上) 【教育庁】 (再掲)

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制の整備及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(ダム・砂防施設の維持管理・更新) 【土木部・企業局】

- 大規模災害時のダム・砂防施設の損壊等による二次災害により、下流域で人的被害が拡大するおそれがあるため、ダム等の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【土木部】

- 大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

1－6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備) 【知事公室・土木部・警察本部】

- 阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、地域住民や観光客、登山者などに迅速かつ適切な避難を促すとともに、防災体制を構築する必要がある。

(登山者情報の把握の推進) 【知事公室・警察本部】

- 火山噴火発生時に、登山者の安否確認ができない事態が懸念されることから、登山者の情報の把握を確実に行う必要がある。

(砂防施設の維持管理・更新) 【土木部】

- 火山噴火発時の砂防施設の損壊等による二次災害により、下流域で人的被害が拡大するおそれがあるため、砂防施設の安全性の確保が必要である。

(道路防災施設の維持管理・更新) 【土木部】(再掲)

- 火山噴火発時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害により、人的被害が拡大するおそれがあるため、道路防災施設の安全性の確保が必要である。

2－1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(警察・消防施設の耐災性の強化) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時、警察や消防施設の被災・倒壊等により、円滑な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、地域における救助・救急、消火活動の拠点である警察や消防施設の耐災性を強化する必要がある。

(警察・消防の災害対処能力の強化) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時、救助・救急、消火活動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、迅速・的確に救助・救急活動及び消火活動を実施するため、災害時の対処能力を強化する必要がある。

(県内消防応援隊の活用) 【総務部】 (再掲)

- 被災地の消防本部だけでは十分な救助・救急、消火活動ができないおそれがあることから、県内の他消防本部からの支援体制の推進、充実を行う必要がある。

(消防学校での教育の充実) 【総務部】

- 消防職員や消防団員の経験・ノウハウの不足等により様々な災害時に迅速かつ的確な活動ができないおそれがあることから、活動能力の向上を図る必要がある。

(自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備)

【知事公室・総務部・警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時は、救助・救急活動現場が同時多発的かつ広範囲に発生することにより、県内の実動機関の活動が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入れ等の体制を確保する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数箇所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化) 【知事公室】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(熊本DMA Tの整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMA T）を整備する必要がある。

(総合防災航空センターの機能強化) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時、道路の被災により陸路での救助・救急活動ができないおそれがあることから、ヘリコプターによる円滑な救助体制を構築する必要がある。

(救助・救急ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(緊急交通路の確保) 【警察本部】

- 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

2－2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築) 【知事公室・警察本部】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(活動に必要な燃料の供給) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、災害拠点病院をはじめとする医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(医療施設の耐震化等) 【健康福祉部】

- 大規模地震等の発生時、医療施設の倒壊等により、傷病者の治療等に係る支障の発生及び施設の機能停止や、自ら避難することが困難な方の被害が拡大するおそれがあることから、施設の耐震化等を促進する必要がある。

(災害時の医療体制の整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、平時から、医療機関の業務継続計画（B C P）の作成や災害時の情報収集等、災害時に対応できる医療体制を整備する必要がある。

(医療救護活動の体制整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、多数の負傷者の発生により応急処置等に対応できないおそれがあることから、救護所等で活動する医療従事者を確保する必要がある。

(熊本DMA Tの整備) 【健康福祉部】 (再掲)

- 大規模災害時、医療機関の被災や大量の要救助者の発生により救助・救急活動の不足や遅れの生じるおそれがあることから、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に救命救急活動を行える災害時派遣医療チーム（熊本DMA T）を整備する必要がある。

(熊本DPA Tの整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、被災地域の精神科病院や保健所等の機能が低下するとともに、心のケアを必要とする被災者が多数発生するおそれがあることから、被災地域の精神科医療及び精神保健活動を支援し、被災者の心のケアを行うことができる体制の整備を行う必要がある。

(災害時健康危機管理支援チームの整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、保健所の被災や職員の負傷により公衆衛生対策に遅れの生じるおそれがあることから、保健所間で災害関連業務を補完し合う仕組みが必要である。

(広域医療搬送拠点の整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、医療施設の被災や医療従事者の負傷により医療機能が麻痺するおそれがあることから、重症患者等を被災地域外の医療機関へ搬送できる体制を整備する必要がある。

(実動機関のヘリコプターの活用) 【知事公室・総務部・健康福祉部・警察本部】

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実動機関のヘリコプターによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実動機関のヘリコプターの効率的な運用が必要である。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備) 【企画振興部・土木部】

- 大規模災害時の道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、道路以外の医療活動の支援ルートとして港湾・空港機能を強化する必要がある。

2－3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

(バリアフリー等の防災機能強化) 【総務部・教育庁】

- 大規模災害時、地域の高齢者や障がい者等を含む不特定多数の避難者が良好な健康状態を維持できるよう、避難所の防災機能の強化を図る必要がある。

(避難所環境の充実) 【健康福祉部】

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、必要な物資の備蓄に加え、災害発生時に円滑に避難所の運営が行えるよう、運営体制を整える必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(熊本県災害派遣福祉チームの体制整備) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障をきたすおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の避難者の把握体制) 【知事公室・健康福祉部】

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の避難者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

2－4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【商工労働部】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、住宅・事業所、防災拠点や避難所等となる公共施設の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(ライフライン事業者との連携促進) 【知事公室】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインが被災し、エネルギー供給が長期間停止するおそれがあることから、ライフライン事業者と連携して早期に復旧する必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(県・市町村での備蓄の推進) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、県・市町村において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備)

【知事公室・健康福祉部・環境生活部・商工労働部】

- 大規模災害時、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、民間企業と協定等を締結するなど、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(水道施設の耐震化等) 【環境生活部】

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(医薬品・医療機器等の確保対策) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、医薬品・医療機器等の不足や流通経路の寸断により長期間供給が停止するおそれがあるため、平時からその確保や供給体制の整備を行う必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(物資輸送ルートの確保に向けた港湾・空港整備) 【企画振興部・土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、道路以外の物資輸送ルートとして港湾・空港機能を強化する必要がある。

2－5 避難所等の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(避難所等の体制整備) 【知事公室・健康福祉部・環境福祉部・教育庁】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の円滑な開設や運営が困難となるおそれがあるため、平時から防災機能の強化及び体制の整備を図る必要がある。

(指定避難所等の確保及び周知) 【知事公室・健康福祉部】

- 大規模災害時、災害の規模や感染症対策等により、十分な受入れができないおそれがあるため、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所を確保するとともに、福祉避難所は要配慮者専用の避難所であること等を、住民へ周知する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】(再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、福祉避難所の運営に関するノウハウの不足や、一般の避難者の受入等により、福祉避難所がその機能を発揮できないおそれがあることから、平時から福祉避難所の運営が確保できる体制を整備する必要がある。

(熊本県災害派遣福祉チームの体制整備) 【健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、高齢者や障がい者等の要配慮者が十分なケアを受けられず、避難所等における生活に支障を来すおそれがあることから、平時から支援体制を整備する必要がある。

(指定避難所以外の避難者の把握体制) 【知事公室・健康福祉部】(再掲)

- 大規模地震時、建物内への避難に対する恐怖感やプライバシー確保等を理由として車中泊者が多数発生するおそれがあることから、車中泊者など指定避難所以外の避難者を想定した対策が必要である。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(災害時の活動拠点等の整備) 【知事公室・土木部】

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

2－6 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

(災害時の帰宅困難者の支援体制の整備) 【知事公室】

- 大規模災害の発生に伴う道路や線路、輸送設備等の破損により公共交通機関が途絶し、多数の帰宅困難者等が発生するおそれがあることから、帰宅困難者等それらへの支援が行われる体制を整備する必要がある。

(帰宅困難者や徒步帰宅者等のための公園緑地の整備) 【土木部】（再掲）

- 大規模災害時に発生する大量の帰宅困難者等のための滞在場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の再整備を進めていく必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画振興部】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

2－7 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(孤立集落に対する市町村と連携した取組み) 【知事公室・総務部】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、市町村と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

(防災消防及び警察ヘリコプターの活用) 【総務部・警察本部】

- 多数の道路等の寸断の発生により、孤立集落が同時に発生するおそれがあることから、情報収集及び救助活動に対する熊本県防災消防ヘリコプター及び熊本県警察ヘリコプターのより効果的な活用体制を整備する必要がある。

(他県防災消防及び警察ヘリコプターとの応援協定等の活用) 【総務部・警察本部】

- 大規模災害時、多数の要救助者の発生などヘリコプターによる搬送の増大により、本県のヘリコプターだけでは対応が困難な状況も想定されることから、他県等の防災消防ヘリコプター及び警察ヘリコプターが円滑に活動できる体制を整備する必要がある。

(孤立集落の発生防止に向けた道路整備) 【農林水産部・土木部】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入) 【商工労働部】

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(自主防災組織等の活動の強化) 【知事公室】（再掲）

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間をしてし、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

(山地・土砂災害や浸水等への対策推進) 【農林水産部・土木部】

- 台風や集中豪雨等による山地・土砂災害や浸水等により多数の孤立集落が発生するおそれがあることから、速やかな排水を行うための農業用排水施設の整備・維持管理や、治山施設及び砂防施設の整備が必要である。

2－8 大規模な自然災害と感染症との同時発生

(感染症の発生・まん延防止) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、浸水被害等により、感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】(再掲)

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難者の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、発災直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミークラス症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(生活用水の確保) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部】

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【土木部】

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

(家畜伝染病対策の充実・強化) 【農林水産部】

- 大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施し、家畜保健衛生所や農業団体等が一体となって、家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化を図る必要がある。

3－1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(留置施設からの被留置者の逃走防止及び警察施設の耐災性の強化) 【警察本部】

- 大規模災害時、留置施設の損壊により被留置者が逃亡するおそれがあることから、留置施設を含めた警察施設の損壊を防ぐ必要がある。

(警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【警察本部】

- 大規模災害時は、救出救助活動等を優先的に実施する必要があり、治安維持活動に従事する警察官が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入体制を整備する必要がある。

(交通安全施設の耐震化等) 【警察本部】

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

3－2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(防災拠点施設等の耐災性の強化)

【知事公室・総務部・環境生活部・土木部・教育庁・各施設所管部】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【知事公室・総務部・企画振興部】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(学校における業務のスリム化とBCPの策定) 【教育庁】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの住民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【知事公室・警察本部】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の受援・応援体制の構築) 【知事公室・総務部】

- 大規模災害時、県及び被災市町村だけでは、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、国や他県の自治体及び県内の自治体間による受援・応援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) 【知事公室】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(職員の安全確保に関する意識啓発) 【知事公室・総務部】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4－1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

(浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進) 【農林水産部・土木部】

- 大規模風水害時の河川氾濫や、排水路・下水道等の処理能力を超える降雨による、市街地や農地などの広域的な浸水被害のため、企業活動が停止するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、内水氾濫の被害の軽減に資する対策を推進していく必要がある。

(事業者におけるB C P策定促進) 【商工労働部】

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、県内事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商工労働部】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(道路情報の迅速かつ正確な提供) 【土木部】

- 大規模災害時の道路情報の不足により物資輸送等が停滞するおそれがあるため、災害時の道路情報等を迅速かつ正確に伝える設備及び体制を整備する必要がある。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

4－2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

(石油コンビナート火災等に対する体制の整備) 【知事公室・総務部】

- 石油コンビナート火災等が周辺地域へ大きな被害を与えるおそれがあることから、その拡大を防ぐ体制を整備する必要がある。

(特定事業者及び防災関係機関との連携等) 【知事公室】

- 大規模災害に伴うコンビナート火災や産業施設の損壊が、火炎や煙の発生、有害物質等の流出をもたらし、周辺住民や経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、災害発生時に的確かつ迅速な対応を行う体制の確保が必要である。

(港湾B C Pの策定・活用) 【土木部】

- 大規模災害時、港湾施設の同時多発被災や船舶被災等により海上・臨海部における広域複合災害に発展するおそれがあるため、耐災性を強化する必要がある。

(有害物質の流出対策等) 【環境生活部】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

(アスベスト対策) 【環境生活部】

- 吹付アスベスト等飛散性の高いアスベスト建材が使用された建築物の被災によるアスベストの露出及び建築物の解体工事による周辺へのアスベストの飛散が懸念されることから、あらかじめ防止対策を講じる必要がある。

(N B C災害に対応する資機材の整備) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、核、生物、化学物質による特殊災害（N B C災害）への対応体制を整備する必要がある。

4－3 広域防災拠点である阿蘇くまもと空港や、海上輸送の拠点となる港湾・漁港の機能停止による地域経済への甚大な影響

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】（再掲）

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(空港の機能強化) 【企画振興部・土木部】

- 大規模災害時の空港の被災により空路での人流及び物資輸送が停止するおそれがあるため、空港の機能強化が必要である。

4－4 金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

(事業者におけるB C P策定促進) 【商工労働部】(再掲)

- 大規模災害時、多くの事業者が被災し、業務再開まで時間を要することによりサプライチェーンの寸断等が発生し、様々な県内産業の競争力が低下するおそれがあることから、事業者が中核事業を継続又は早期再開できるよう、県内事業者の事業継続計画（B C P）策定を促進する必要がある。

4－5 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

(国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備)

【知事公室・健康福祉部・環境生活部・商工労働部】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより、多くの被災者が発生し、行政による備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、民間企業と協定等を締結するなど、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【知事公室・商工労働部】(再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】(再掲)

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各县を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(災害時の活動拠点等の整備) 【知事公室・土木部】(再掲)

- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(空港の機能強化) 【企画振興部・土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の空港の被災により空路での人流及び物資輸送が停止するおそれがあるため、空港の機能強化が必要である。

4－6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【環境生活部】

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部】 (再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

4－7 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【農林水産部】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【環境生活部・農林水産部】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【農林水産部】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(治山・砂防施設等の計画的な整備の推進) 【農林水産部・土木部】

- 森林の荒廃により土砂の崩壊や流出などの山地災害を防止する機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、治山・砂防施設等の整備を進める必要がある。

(中山間地域の振興) 【企画振興部・農林水産部】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、国土保全や美しい景観の維持、水源かん養等の環境保全など多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。

(自然公園の施設等に関する対策) 【環境生活部】

- 大規模災害発生時に、自然公園利用者へ落石や噴石等による被害が懸念されることから、自然公園利用者の安全確保対策を講じる必要がある。

4－8 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設等の保全) 【農林水産部】

- 地震や豪雨、高潮等により農地、農業用施設等が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設等の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(災害時の集出荷体制等の構築) 【農林水産部】

- 大規模災害時のカントリーエレベータ、ライスセンター、野菜・果樹等の集出荷施設や農道・林道等の被災により、農作物や木材、特用林産物、水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、施設等の機能が停止した場合の出荷体制を確保する必要がある。
また、卸売市場の被災により、農林水産物等の荷受けができず供給に支障をきたすおそれがあるため、災害に強い施設整備を進める必要がある。

(農業施設等の耐候性等の強化) 【農林水産部】

- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災により、本県で盛んな施設園芸や果樹、地域特産物等の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制を整備する必要がある。

(漁港の防災対策) 【農林水産部】

- 大規模災害時、漁港施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁港施設の耐災性の強化及び老朽化対策を図る必要がある。

(農業保険・漁業共済加入の促進) 【農林水産部】

- 降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

4－9 火山噴火による地域社会への甚大な影響

(阿蘇山噴火時の避難体制の整備) 【知事公室・土木部・警察本部】（再掲）

- 阿蘇山噴火時に初動対応が遅れた場合、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、地域住民や観光客、登山者などに迅速かつ適切な避難を促すとともに、防災体制を構築する必要がある。

(登山者情報の把握の推進) 【知事公室・警察本部】（再掲）

- 火山噴火発生時に、登山者の安否確認ができない事態が懸念されることから、登山者の情報の把握を確実に行う必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【知事公室】(再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【知事公室】(再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(農業保険・漁業共済加入の促進) 【農林水産部】(再掲)

- 降灰や風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

(農業施設等の耐候性等の強化) 【農林水産部】(再掲)

- 大規模災害時の農業施設、園地、水産施設等の被災により、本県で盛んな施設園芸や、果樹等の、地域特産物等の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制を整備する必要がある。

(降灰対策の推進) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部・土木部・教育庁】

- 火山の大規模噴火に伴う降灰により、住民生活への支障や健康への影響が懸念されることから、降灰が予想される地域において、住民の生活を維持する体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

5－1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)

【知事公室・総務部・企画振興部・環境生活部】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害時、通信施設の被災や通信の輻輳により、県と国・市町村、消防・警察等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(郵便事業の継続に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、住民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(避難指示等の適切な発令) 【知事公室】 (再掲)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、市町村において避難指示等が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【知事公室】 (再掲)

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【知事公室】

- 大規模災害時、市町村から地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

5－2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（電力供給に向けた燃料供給体制の構築）【知事公室・商工労働部・警察本部】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力供給が停止するおそれがあることから、必要となる電力の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な電力供給に向けた道路整備）【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

（社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な電力供給に向けた港湾整備）【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【知事公室】

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

（防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入）【商工労働部】（再掲）

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

（長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築）【知事公室・商工労働部・警察本部】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、電力供給ネットワークの機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（電気BCPの策定）【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時、電力の供給施設の被災により、供給が停止するおそれがあることから、災害時の対策を図る必要がある。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5－3 都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給に向けた燃料供給体制の構築)

【知事公室・商工労働部・警察本部】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給が停止するおそれがあることから、必要となる都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築) 【知事公室・商工労働部・警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災により、石油・L P ガスサプライチェーンの機能が停止するおそれがあることから、必要となるエネルギーの供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(ガスB C Pの策定) 【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時、ガスの供給・貯蔵施設の被災により、供給が停止するおそれがあることから、災害時の対策を図る必要がある。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5－4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化等) 【環境生活部】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の被害の発生により、飲料水の供給が長期間停止するおそれがあることから、老朽化した水道施設の更新等により耐災性を高めるなどして、安定した水の供給を確保する必要がある。

(応急給水、水道の応急復旧体制の整備) 【環境生活部】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の損壊や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、災害等緊急時に応援給水、応急復旧支援体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【知事公室・健康福祉部・環境生活部】 (再掲)

- 大規模災害発生時には、被災地の生活用水の不足により、衛生環境が悪化し疫病・感染症等が発生・まん延するおそれがあることから、トイレ等の利用のための生活用水の確保を図る必要がある。

(上水道B C Pの策定) 【環境生活部】 (再掲)

- 大規模災害時、上水道施設の被災による供給の長期停止により、住民生活に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、停止期間を短縮する必要がある。

(工業用水道施設の強靭化) 【企業局】

- 大規模災害時、工業用水道施設の被災により、工業用水の供給が停止するおそれがあることから、工業用水道施設の強靭化等を行う必要がある。

(九州内の工業用水道事業者間の連携体制の整備) 【企業局】

- 大規模災害時、工業用水道施設の被災により、工業用水の供給が停止するおそれがあることから、被災した工業用水道施設を速やかに復旧するため、事業者間の連携体制を整備する必要がある。

(下水道施設等の耐震等) 【土木部】

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等) 【土木部】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止するおそれがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【土木部】（再掲）

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化により疫病・感染症等が大規模に発生するおそれがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を平時から構築する必要がある。

5－5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備) 【企画振興部】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。

(交通ネットワークの確保に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により交通ネットワークの一部が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【企画振興部】 (再掲)

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(従業員等の一斉帰宅抑制等の促進) 【知事公室・商工労働部】

- 大規模災害時、都市部の駅やバスセンター周辺で帰宅困難者の大量発生が懸念されることから、各事業所等において従業員や顧客のむやみな移動を抑制する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、県内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

(沿道建築物の耐震化、通行空間の確保) 【土木部】

- 大規模地震時、避難路等の沿道建築物等の倒壊により死傷者が発生するとともに、円滑な避難や救助活動、支援物資の輸送等が困難になるおそれがあるため、沿道建築物の耐震化等により通行空間を確保する必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【土木部・教育庁】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物や宅地が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(交通安全施設の耐震化等) 【警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時、信号機等の交通安全施設の倒壊等に伴う信号機の全面停止等により、重大交通事故が多発し死傷者が発生するおそれがあることから、交通安全施設等の耐震化を推進する必要がある。

6－1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【知事公室】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化) 【知事公室・農林水産部】

- 大規模災害発生時、被害の全容把握の遅れにより、救助・復旧活動が停滞するおそれがあることから、先端技術を活用した全容把握を強化する必要がある。

6－2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材の確保) 【土木部】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体等と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(学校における人材の育成) 【教育庁】

- 大規模災害時、防災や避難所運営等に関する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員の不足により、災害時の対応が円滑にできないおそれがあるため、専門的知識を有する人材の確保が必要である。

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(被災建築物等の迅速な把握) 【土木部・教育庁】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物や宅地が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する体制の整備が必要である。

(被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備) 【教育庁】

- 大規模災害時、文化財の被害調査・復旧を担う人材不足により、文化財の廃棄・散逸のおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

(埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備) 【教育庁】

- 大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替え等の増大により、埋蔵文化財発掘調査業務が急増し対応できないおそれがあるため、必要な調査を迅速に行う体制の整備が必要である。

6－3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築) 【環境生活部】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、熊本県災害廃棄物処理計画に基づき、平時から市町村に対し、仮置場候補地の選定や関係団体等との連携などを促し、災害時の廃棄物早期適正処理のために備える必要がある。

6－4 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【知事公室】(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災者の住まいの確保と再建) 【健康福祉部・土木部】

- 大規模災害後、被災者の一時的な住まいとなる仮設住宅の確保と、被災者の意向に沿った住まいの再建に向けた支援が必要である。

(地籍調査の実施) 【農林水産部】

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(地震保険加入率の向上) 【知事公室】

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、県民の地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入を促進する必要がある。

(災害ボランティアとの連携) 【健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

(相談体制の整備) 【知事公室】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、県民からの各種相談に対応する必要がある。

(金融機関や商工団体等との連携) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

6－5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備) 【企画振興部】

- 大規模災害時の鉄道施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、鉄道施設の整備等を進める必要がある。

(迅速な復旧・復興に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(災害時の交通安全対策) 【警察本部】

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して復旧・復興の妨げとなるおそれがあることから、平時からの交通安全の徹底が必要である。

(地籍調査の実施) 【農林水産部】 (再掲)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化) 【知事公室・農林水産部】(再掲)

- 大規模災害発生時、被害の全容把握の遅れにより、救助・復旧活動が停滞するおそれがあることから、先端技術を活用した全容把握を強化する必要がある。

6－6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【知事公室】(再掲)

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災者の住まいの確保と再建) 【健康福祉部・土木部】(再掲)

- 大規模災害後、被災者の一時的な住まいとなる仮設住宅の確保と、被災者の意向に沿った住まいの再建支援のための支援が必要である。

(地籍調査の実施) 【農林水産部】(再掲)

- 土地境界が不明確であると、関係する土地の境界復元に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、地籍調査の促進を図る必要がある。

(地震保険加入率の向上) 【知事公室】(再掲)

- 大規模地震による住宅の全壊等により、被災者の生活再建が困難となるおそれがあることから、県民の地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入を促進する必要がある。

(金融機関や商工団体との連携) 【商工労働部】(再掲)

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

6－7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防火・耐震対策) 【教育庁】

- 大規模災害時に、国指定等文化財等が被害にあうおそれがあることから、防火・耐震対策を進める必要がある。

(地域における共助の推進) 【知事公室】

- 大規模災害時、様々な要因により各地域で災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化) 【知事公室・警察本部】

- 大規模災害時、住民同士の交流等が希薄な地域のコミュニティの崩壊、治安の悪化等が懸念されることから、自主防犯・防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域と学校の連携) 【教育庁】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足により避難所運営が混乱するおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【企画振興部・健康福祉部・農林水産部】

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図るとともに、一時的に地域コミュニティが崩れた場合の対応策を講じておく必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】(再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備) 【警察本部】(再掲)

- 大規模災害時は、救出救助活動等を優先的に実施する必要があり、治安維持活動に従事する警察官が絶対的に不足するおそれがあることから、県外からの応援部隊の受入体制を整備する必要がある。

6－8 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【知事公室・商工労働部・観光文化部】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

7－1 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

(広域防災拠点となる施設の耐災性の強化) 【知事公室・総務部・企画振興部・健康福祉部・環境生活部・商工労働部・観光文化部・土木部・教育庁・各施設所管部】

- 大規模災害時、広域防災拠点の被災により、支援物資の供給や応援部隊の活動に支障を来すことが懸念されることから、施設の耐災性を強化する必要がある。

(広域防災拠点となる施設の分散化) 【知事公室・総務部・企画振興部・健康福祉部・商工労働部・土木部・教育庁・各施設所管部】

- 広域防災拠点が集中している地域に甚大な被害が発生した場合、応急対応に支障が生じるおそれがあることから、拠点施設の分散化を図る必要がある。

(広域的な災害に対応するための連携体制の強化) 【知事公室】

- 県境を越える広域的な大規模災害時、県及び県内市町村だけでは十分な災害対応ができず、被害が拡大するおそれがあることから、県外も含め、関係機関との連絡体制を確保する必要がある。

7-2 支援ルート及びエネルギー供給の途絶による救助・救援活動・医療機能の麻痺

(総合防災航空センターの機能強化) 【総務部・警察本部】(再掲)

- 大規模災害時、道路の被災により陸路での救助・救急活動ができないおそれがあることから、ヘリコプターによる円滑な救助体制を構築する必要がある。

(救助・救急ルート・医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(緊急交通路の確保) 【警察本部】

- 大規模災害時、被災地への無秩序かつ大量の車両流入により道路交通の麻痺を引き起こし、救助・救急作業の妨げとなるおそれがあるため、一般車両の通行を規制し、緊急交通路の確保を行う必要がある。

(医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築) 【知事公室・警察本部】(再掲)

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

(活動に必要な燃料の供給) 【知事公室・総務部・警察本部】

- 大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

(災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備) 【健康福祉部】(再掲)

- 大規模災害時、ライフライン途絶により、災害拠点病院をはじめとする医療機関において医療が提供できないおそれがあることから、必要な電源等を確保するための設備整備を行う必要がある。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた港湾整備) 【土木部】(再掲)

- 大規模災害時の港湾施設の被災により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化) 【知事公室】 (再掲)

- 大規模災害時、電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、電力事業者との大規模災害を想定した連携体制を構築しておく必要がある。

(防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、防災拠点や避難所の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(エネルギー供給源の多様性の確保) 【商工労働部】 (再掲)

- 大規模災害時、電力事業者の被災により電力供給が途絶することで、住宅・事業所、防災拠点や避難所等となる公共施設の機能を維持できないおそれがあることから、エネルギー供給源の多様性を確保する必要がある。

(実動機関のヘリコプターの活用) 【知事公室・総務部・健康福祉部・警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実動機関のヘリコプターによる患者、人員、資機材等の移送が増加し、通常の運用では対応できないおそれがあることから、実動機関のヘリコプターの効率的な運用が必要である。

(医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備) 【企画振興部・土木部】 (再掲)

- 大規模災害時の道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、道路以外の医療活動の支援ルートとして港湾・空港機能を強化する必要がある。

7－3 道路等の基幹インフラの損壊により災害対応が遅れる事態

(迅速な災害対応に向けた道路整備) 【土木部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により災害対応が遅れるおそれがあるため、本県と九州各県を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、県内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(迅速な災害対応に向けた港湾整備) 【土木部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により災害対応が遅れるおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(災害時の交通安全対策) 【警察本部】 (再掲)

- 大規模災害時、交通流や交通量の変化により交通事故や交通渋滞が発生して災害対応の妨げとなるおそれがあることから、平時からの交通安全の徹底が必要である。

(被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化) 【知事公室・農林水産部】 (再掲)

- 大規模災害発生時、被害の全容把握の遅れにより、救助・復旧活動が停滞するおそれがあることから、先端技術を活用した全容把握を強化する必要がある。

【別紙】 取組主体・関係機関等一覧表

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生								
1		住宅の耐震化	市町村と連携した住宅の耐震化に対する県民への啓発や耐震改修に係る技術者育成、補助対象の拡大及び補助限度額の引上げ等		○	○		○
2		宅地の耐震化	盛土造成地の崩落防止対策、宅地被害の状況把握の体制整備等		○	○		○
3		交通施設の耐災性の強化	交通施設の耐震化や防災対策	○	○	○	○	
4		公共建築物、学校施設の耐震化	公共建築物の非構造部材を含めた耐震化		○	○		
5		公共建築物、学校施設の耐震化	学校施設の非構造部材を含めた耐震化		○	○	○	
6		公営住宅の安全性確保	老朽化した住宅の更新及び長寿命化のための改修の促進		○	○		
7		空家の除却や改修	空き家の除却や修繕、改修の促進		○	○	○	○
8		医療施設、社会福祉施設の耐震化	医療施設、社会福祉施設の耐震化		○	○	○	
9		不特定多数の者が利用する建築物の耐震化	不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の啓発活動、相談対応や財政的な支援		○	○	○	
10		家庭・事業所における地震対策	家具固定等の重要性についての意識啓発、地震時の安全確保訓練の実施		○	○	○	○
11		災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備、見直し等		○	○		
12		防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
13		防災訓練の実施	研修実施、災害対応経験職員の参集体制の構築等		○			
14		要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成及び見直しの促進		○	○		
15		要支援者対策の推進	音声化したハザードマップ情報等の提供による早期避難に向けた支援		○			
16		観光客の安全確保等	観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育実施		○		○	
17		外国人に対する情報提供の配慮	外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置等		○	○	○	
18		学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施		○	○		
19		学校の災害対応の機能向上	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築		○	○		○
20		過去の教訓や経験の伝承	デジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理等		○			
21		過去の教訓や経験の伝承	県民の防災意識向上のための研修やイベント、くまもと防災ウィーク等の実施		○	○	○	
1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生								
22		ガス設備の耐災性の強化	LPガス事業者における自主保安活動の促進		○		○	
23	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備、見直し等		○	○		
24	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
25	○	防災訓練の実施	研修実施、災害対応経験職員の参集体制の構築等		○			
26	○	過去の教訓や経験の伝承	デジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理等		○			
27	○	過去の教訓や経験の伝承	県民の防災意識向上のための研修やイベント、くまもと防災ウィーク等の実施		○	○	○	

No.	再掲	推進方針項目	推進方針概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
28	○	交通施設の耐災性の強化	交通施設の耐震化や防災対策	○	○	○	○	
29		公共建築物、学校施設の火災防止	公共建築物の消防設備の維持管理		○	○		
30		公共建築物、学校施設の火災防止	学校施設の防火設備の維持管理		○	○	○	
31		医療施設、社会福祉施設の火災防止	医療施設、社会福祉施設のスプリンクラー設置		○	○	○	
32		不特定多数の者が利用する建築物の火災防止	消防用設備の整備及び適切な維持管理、実践的な訓練等		○	○	○	○
33	○	要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成及び見直しの促進		○	○		
34	○	要支援者対策の推進	音声化したハザードマップ情報等の提供による早期避難に向けた支援		○			
35	○	観光客の安全確保等	観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育実施		○		○	
36	○	外国人に対する情報提供の配慮	外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置等		○	○	○	
37	○	学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施		○	○		
38	○	学校の災害対応の機能向上	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築		○	○		○
39		住宅密集地における火災の拡大防止	土地区画整理事業等を活用した道路・公園等の整備、災害に強く安全なまちづくり		○	○	○	
40		住宅密集地における火災の拡大防止	感震ブレーカーや防炎物品、住宅用火災警報器等の普及		○	○	○	○
41		消防の災害対処能力の強化	消防人員の確保及び救助用資機材の整備・充実等	○	○	○		
42		県内消防応援隊の活用	県内消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり		○	○		
43		自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受け入れ体制の整備	県外からの応援部隊の受け入れ体制の整備、応援側と受援側の役割について訓練等を通じた認識の共有		○	○		
44		自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受け入れ体制の整備	警察及び消防における受援体制の整備・強化		○	○		
45		自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受け入れ体制の整備	応援部隊受け入れのため、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		
46		消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
47		消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
48		帰宅困難者や徒步帰宅者等のための公園緑地の整備	滞在場所や徒步帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の再整備	○	○	○		

1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

49	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備、見直し等		○	○		
50	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
51	○	防災訓練の実施	研修実施、災害対応経験職員の参集体制の構築等		○			
52	○	過去の教訓や経験の伝承	デジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理等		○			
53	○	過去の教訓や経験の伝承	県民の防災意識向上のための研修やイベント、くまもと防災ウィーク等の実施		○	○	○	
54		海岸保全施設の整備等	海岸保全施設の整備及び老朽化した施設の更新・機能強化		○	○		
55		海岸保全施設の整備等	水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等の整備		○	○		
56		円滑な避難のための道路整備	道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策	○	○	○		

No.	再掲	推進方針項目	推進方針概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
57		迅速な避難のための体制整備等	適切な避難場所がない市町村における津波避難タワーの整備等		○	○		
58		迅速な避難のための体制整備等	住民への避難情報の伝達体制の充実・強化		○	○		
59		迅速な避難のための体制整備等	市町村における防災マップ作成の促進、防災講座や訓練等を通じた意識啓発等		○	○		
60		迅速な避難のための体制整備等	水位計、潮位計、河川等監視カメラによる海岸・河川情報の充実・強化	○	○	○		
61	○	要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成及び見直しの促進		○	○		
62	○	要支援者対策の推進	音声化したハザードマップ情報等の提供による早期避難に向けた支援		○			
63	○	観光客の安全確保等	観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育実施		○		○	
64	○	外国人に対する情報提供の配慮	外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置等		○	○	○	
65	○	学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施		○	○		
66	○	学校の災害対応の機能向上	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築		○	○		○
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)								
67	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備、見直し等		○	○		
68	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
69	○	防災訓練の実施	研修実施、災害対応経験職員の参集体制の構築等		○			
70	○	過去の教訓や経験の伝承	デジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理等		○			
71	○	過去の教訓や経験の伝承	県民の防災意識向上のための研修やイベント、くまもと防災ウィーク等の実施		○	○	○	
72		浸水被害の防止に向けた河川整備等	浸水被害防止のための河川整備等、ハード対策の重点実施	○	○	○		
73		浸水被害の防止に向けた河川整備等	雨量や河川水位等の情報提供、市町村でのハザードマップ作成促進等	○	○	○		
74	○	円滑な避難のための道路整備	道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策	○	○	○		
75		避難指示等の適切な発令	避難指示等の適切な発令のため、市町村への情報提供、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し		○	○		
76		避難指示等の適切な発令	防災講座等による5段階の警戒レベルの意味や重要性の周知・啓発		○	○		
77		事前予測が可能な災害への対応	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等		○	○		
78		事前予測が可能な災害への対応	危険が迫る前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発		○	○		
79		事前予測が可能な災害への対応	住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」の普及及び活用		○	○	○	○
80		事前予測が可能な災害への対応	想定浸水深や避難場所などの防災標識(リアルハザードマップ)の整備促進		○	○	○	
81		事前予測が可能な災害への対応	円滑に広域避難が実施できるよう、平時から市町村における準備・検討を促進		○	○		
82		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
83		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
84		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやホームページを活用した情報発信体制整備		○	○		
85	○	要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成及び見直しの促進		○	○		
86	○	要支援者対策の推進	音声化したハザードマップ情報等の提供による早期避難に向けた支援		○			
87	○	観光客の安全確保等	観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育実施		○		○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	
88	○	外国人に対する情報提供の配慮	外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置等		○	○	○	
89	○	学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施		○	○		
90	○	学校の災害対応の機能向上	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築		○	○		○
91		浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進	浸水被害防止のための河川整備等、ハード対策の重点実施	○	○	○		
92		浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進	水位計、河川カメラによる河川情報の充実・強化	○	○	○		
93		浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進	流域関係者が一体となって取り組む「田んぼダム」の取組みや利水ダムの事前放流の推進		○	○	○	○
94		浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進	雨量や河川水位等の情報提供、市町村でのハザードマップ作成促進等	○	○	○		
95		浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進	住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」の普及及び活用		○	○	○	○
96		内水氾濫対策の推進	浸水被害軽減のための河川整備	○	○	○		
97		内水氾濫対策の推進	市町村での内水ハザードマップ作成促進		○	○		
98		内水氾濫対策の推進	市町村での雨水管理総合計画策定の促進、下水道施設の整備・機能強化等への技術的支援		○	○		
99		内水氾濫対策の推進	浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備、BCPの検証・見直し		○	○		
100		内水氾濫対策の推進	SNS等での予防的避難の呼びかけ、訓練を通じた初動体制の強化		○	○		
101		社会福祉施設等の水害対策強化	社会福祉施設等の水害対策に伴う改修等を促進	○	○	○	○	
102		施設の長寿命化、災害復旧事業の推進	老朽化した施設の更新・機能強化の推進	○	○	○		
103		農業用ため池等の維持管理・更新	防災重点農業用ため池の計画的な防災工事、機能保全計画に基づく更新整備		○	○	○	
104		農業用ため池等の維持管理・更新	ため池管理者による緊急体制整備、市町村によるハザードマップ作成等、ため池の適正な維持管理		○	○	○	
105		浸水対策、流域減災対策	海岸・河川堤防の施設整備や宅地の嵩上げ等による浸水対策、排水機場の整備、下水道施設の老朽化対策等による流域減災対策	○	○	○		

1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

106	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備、見直し等		○	○		
107	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
108	○	防災訓練の実施	研修実施、災害対応経験職員の参集体制の構築等		○			
109	○	過去の教訓や経験の伝承	デジタルアーカイブの整備及び災害遺構等の適切な保存・管理等		○			
110	○	過去の教訓や経験の伝承	県民の防災意識向上のための研修やイベント、くまもと防災ワーキング等の実施		○	○	○	
111		山地・土砂災害対策の推進	治山施設や砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等の早期指定完了等	○	○	○		
112		山地・土砂災害対策の推進	土砂災害特別警戒区域・災害危険区域・がけ地等に居住する住民の安全な場所への移転		○	○		○
113		既存盛土による灾害の防止	危険な盛土箇所に対する土地所有者への指導		○	○		
114	○	要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の作成及び見直しの促進		○	○		
115	○	要支援者対策の推進	音声化したハザードマップ情報等の提供による早期避難に向けた支援		○			
116	○	観光客の安全確保等	観光施設や宿泊施設における避難訓練や従業員に対する防災教育実施		○		○	
117	○	外国人に対する情報提供の配慮	外国人にわかりやすい防災パンフレット等による情報提供、災害時の多言語による相談窓口の設置等		○	○	○	
118	○	学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施		○	○		
119	○	学校の災害対応の機能向上	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築		○	○		○
120		ダム・砂防施設の維持管理・更新	長寿命化計画の策定による効果的・効率的な維持管理及び設備更新等	○	○	○		
121		道路防災施設の維持管理・更新	維持管理計画の策定による効果的・効率的な維持管理・機能強化及び設備更新等	○	○	○		

1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生

122		阿蘇山噴火時の避難体制の整備	火山防災に関する、市町村における避難場所や避難経路、施設の整備	○	○	○		
-----	--	----------------	---------------------------------	---	---	---	--	--

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
123		阿蘇山噴火時の避難体制の整備	阿蘇山火山防止マップの周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性等の啓発	○	○	○		
124		阿蘇山噴火時の避難体制の整備	防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化		○	○		
125		登山者情報の把握の推進	登山届の提出に係る周知徹底		○			
126		砂防施設の維持管理・更新	長寿命化計画の策定による効果的・効率的な維持管理及び設備更新等	○	○	○		
127	○	道路防災施設の維持管理・更新	維持管理計画の策定による効果的・効率的な維持管理、機能強化及び設備更新等	○	○	○		

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等による救助・救急活動等の絶対的不足

128		警察・消防施設の耐災性の強化	警察・消防施設の耐震化、非常用電源設備の整備促進等		○	○		
129		警察・消防の災害対処能力の強化	人員確保及び資機材等の充実、実践的訓練の反復実施		○	○		
130	○	県内消防応援隊の活用	県内消防相互応援協定実施計画に基づいた相互応援体制づくり		○	○		
131		消防学校での教育の充実	消防学校での教育の充実や、実践的な訓練体制の整備		○			
132	○	自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	県外からの応援部隊の受入体制の整備、応援側と受援側の役割について訓練等を通じた認識の共有		○	○		
133	○	自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	警察及び消防における受援体制の整備・強化		○	○		
134	○	自衛隊、警察、消防、海上保安庁等の県外からの応援部隊の受入体制の整備	応援部隊受入のため、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		
135	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備、見直し等		○	○		
136	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
137	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
138		自主防災組織等の活動の強化	自主防災組織と市町村や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等		○	○	○	
139		自主防災組織等の活動の強化	地域の共助体制強化のためのコミュニティ維持に係る取組み支援		○	○		○
140		熊本DMAT(ディーマット)の整備	熊本DMAT整備のため、専門的な研修の受講及び訓練への参加促進		○		○	
141		総合防災航空センターの機能強化	総合防災航空センターの計画的な管理・更新により、消防・県警ヘリコプターの活動基盤の維持・強化		○			
142		救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
143		救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
144		救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
145		緊急交通路の確保	平時からの交通管理者と道路管理者の連携体制強化	○	○	○	○	

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

146		医療機能維持に必要な燃料供給体制の構築	国、石油連盟及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築、中核SS制度の周知等	○	○		○	
147		医療機能維持に必要な燃料供給体制の構築	関係機関と連携した燃料備蓄、警察施設の給油設備の整備		○			
148		活動に必要な燃料の供給	石油小売会社等との協定等による供給体制の整備、国の補助等活用した燃料補給車の整備		○	○	○	
149		災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備	非常用電源や受水槽などの設備整備促進		○		○	
150		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
151		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
152		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
153		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
154		医療施設の耐震化等	施設の耐震化やスプリンクラーの設置		○		○	
155		災害時の医療体制の整備	BCP及び病院防災マニュアル作成促進等		○		○	
156		災害時の医療体制の整備	EMISの登録促進、システム操作等の研修・訓練実施		○		○	
157		災害時の医療体制の整備	災害医療コーディネーター設置により医療救護活動を充実・強化する体制整備		○			
158		医療救護活動の体制整備	救護活動に係る医療従事者の派遣等について運用強化等		○			
159	○	熊本DMAT(ティーマット)の整備	熊本DMAT整備のため、専門的な研修の受講及び訓練への参加促進		○		○	
160		熊本DPAT(ティーパット)の整備	熊本DPATを速やかに被災地に派遣する体制整備等		○			
161		災害時健康危機管理支援チームの整備	災害時保健所業務支援チームの派遣や、厚生労働省へ災害時健康危機管理支援チームの派遣要請		○			
162		広域医療搬送拠点の整備	臨時の医療施設を設置・運用するためのマニュアル等整備		○			
163		実動機関のヘリコプターの活用	病院のヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制整備		○	○		
164		医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
165		医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理、更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
166		医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
167		医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
168		医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備	空港施設の機能強化	○	○		○	

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

169	バリアフリー等の防災機能強化	指定避難所のバリアフリー化等の整備		○	○			
170	避難所環境の充実	食料や感染症対策に必要な物資の備蓄等の取組みを促進	○	○	○			
171	避難所等の保健衛生・健康対策	災害における感染症・食中毒ガイドラインの周知、専門職員の養成		○	○			
172	避難所等の保健衛生・健康対策	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○		
173	熊本県災害派遣福祉チームの体制整備	熊本県災害派遣福祉チームの体制整備、研修や実践訓練		○		○		
174	指定避難所以外の避難者の把握体制	指定避難所以外の避難者や車中泊者等の把握と情報や物資の提供体制整備		○	○	○		
175	エコノミークラス症候群の予防	エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○				

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

176	エネルギー供給源の多様性の確保	民間企業の取組促進による太陽光発電・蓄電池等の導入加速化		○		○		
177	ライフライン事業者との連携促進	ライフライン事業者との協定締結、重要施設の共有		○		○		
178	家庭や事業所における備蓄の促進	啓発を通じた県民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進		○	○	○	○	
179	県・市町村での備蓄の推進	県・市町村における必要な備蓄を促進		○	○			
180	民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施		○	○	○		

No.	再掲	推進方針項目	推進方針概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
181		民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備	「九州・山口9県災害時応援協定」等による供給体制の多重化、強化		○			
182		民間企業・他都道府県・国等と連携した食料等の供給体制の整備	物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備	○	○	○	○	
183		水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化等の促進		○	○		
184		医薬品・医療機器等の確保対策	備蓄品目の適正な保管管理、供給体制確保等		○		○	
185		物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
186		物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
187		物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
188		物資輸送ルートの確保に向けた港湾・空港整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
189		物資輸送ルートの確保に向けた港湾・空港整備	空港施設の機能強化	○	○		○	

2-5 避難所等の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

190	避難所等の体制整備	指定避難所の耐震化、各種トイレの整備等		○	○			
191	避難所等の体制整備	避難所運営マニュアルの作成等の取組みを促進		○	○	○		
192	避難所等の体制整備	公共施設等における施設の安全性の確認方法及び被災者の避難を想定した対応体制の整備		○	○	○		
193	避難所等の体制整備	学校施設における体育館への空調整備の推進		○				
194	指定避難所等の確保及び周知	福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しと住民への周知徹底		○	○	○		
195	○ 避難所等の保健衛生・健康対策	災害における感染症・食中毒ガイドラインの周知、専門職員の養成		○				
196	○ 避難所等の保健衛生・健康対策	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○		
197	福祉避難所の円滑な運営	福祉避難所運営マニュアル作成及び見直しの取組みを促進		○	○	○		
198	○ 熊本県災害派遣福祉チームの体制整備	熊本県災害派遣福祉チームの体制整備、研修や実践訓練		○		○		
199	○ 指定避難所以外の避難者の把握体制	指定避難所以外の避難者や車中泊者等の把握と情報や物資の提供体制整備		○	○	○		
200	○ エコノミークラス症候群の予防	エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○				
201	災害時の活動拠点等の整備	道の駅の防災機能強化に向けた整備		○	○	○		

2-6 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

202	災害時の帰宅困難者の支援体制の整備	帰宅困難者への飲料水やトイレ、道路情報の提供に係る民間との協定締結		○	○	○		
203	○ 帰宅困難者や徒歩帰宅者等のための公園緑地の整備	滞在場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の再整備		○	○	○		
204	公共交通機関に係る情報体制の整備	交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化		○		○		

2-7 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

205	孤立集落に対する市町村と連携した取組み	孤立集落発生時の対応手順の確立、情報伝達体制構築等		○	○	○		
206	防災消防及び警察ヘリコプターの活用	ヘリコプター機体の機能及び情報収集能力の向上、通信体制の充実		○				
207	他県防災消防及び警察ヘリコプターとの応援協定等の活用	他県との相互応援協定等による連携強化		○				
208	孤立集落の発生防止に向けた道路整備	県内各地域や集落間を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化		○	○	○		

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
209		防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入	自立・分散型エネルギーの導入		○	○		
210	○	自主防災組織等の活動の強化	自主防災組織と市町村や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等		○	○	○	
211	○	自主防災組織等の活動の強化	地域の共助体制強化のためのコミュニティ維持に係る取組み支援		○	○		○
212		山地・土砂災害や浸水等への対策推進	治山施設や砂防施設の整備、土砂災害警戒区域等の早期指定完了等	○	○	○		
213		山地・土砂災害や浸水等への対策推進	排水機場等、農業用排水施設の計画的な更新と適切な保全管理		○	○	○	

2-8 大規模な自然災害と感染症との同時発生

214	感染症の発生・まん延防止	平時からの予防接種促進等		○	○			
215	○ 避難所等の保健衛生・健康対策	災害時における感染症・食中毒ガイドラインの周知、専門職員の養成		○				
216	○ 避難所等の保健衛生・健康対策	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○		
217	○ エコノミークラス症候群の予防	エコノミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○				
218	生活用水の確保	住民や市町村における生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○	
219	生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○	
220	生活用水の確保	市町村と事業所等における協定締結等の促進		○	○	○		
221	生活用水の確保	市町村における防災井戸の整備等の支援		○	○			
222	下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備		○	○	○		
223	家畜伝染病対策の充実・強化	家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化		○	○	○		

3-1 被災による司法機能、警察機能の大額な低下による治安の悪化、社会の混乱

224	留置施設からの被留置者の逃走防止及び警察施設の耐災性の強化	留置施設の耐災性の強化		○				
225	留置施設からの被留置者の逃走防止及び警察施設の耐災性の強化	警察施設の耐災性の強化及び機能充実		○				
226	警察活動に係る県外からの応援部隊の受け入れ体制の整備	県外からの応援部隊の受援体制及び指揮体制の強化、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○			
227	交通安全施設の耐震化等	耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等		○				

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大額な低下

228	防災拠点施設等の耐災性の強化	防災拠点施設である公園施設の老朽化対策や広域避難における安全性確保のための公園整備等		○				
229	防災拠点施設等の耐災性の強化	庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等		○	○			
230	防災拠点施設等の耐災性の強化	庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定に基づく情報伝達訓練等の実施による連携強化		○	○	○		
231	防災拠点施設等の耐災性の強化	応急対策や救助活動の拠点となる施設の地域振興局ごとの事前確保及び隨時見直し		○	○			
232	業務継続可能な体制の整備	庁内BCPの見直し		○	○			
233	業務継続可能な体制の整備	受援計画の策定、県地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等見直し		○	○			
234	業務継続可能な体制の整備	ネットワークの停止やデータ消失等を防ぐための通信回線の二重化、情報端末の代替機器の確保等		○	○			
235	学校における業務のスリム化とBCPの策定	災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ定めておくBCPの策定等		○	○			
236	発災直後の職員参集及び対応体制の整備	発災直後の職員等の安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等		○	○			
237	自治体間の支援・応援体制の構築	市町村相互の応援協定の締結、受援計画の内容の充実		○	○			

No.	再掲	推進方針項目	推進方針概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
238	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
239	○	防災訓練の実施	研修実施、災害対応経験職員の参集体制の構築等		○			
240		職員の安全確保に関する意識啓発	職員参集訓練の実施等による職員の対応能力の向上		○	○		

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

241		浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進	浸水被害防止のための河川整備等、ハード対策の重点実施	○	○	○		
242		浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進	流域関係者が一体となって取り組む「田んぼダム」の取組みや利水ダムの事前放流の推進		○	○	○	○
243		浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進	浸水被害軽減のための河川整備	○	○	○		
244		浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進	市町村での雨水管理総合計画策定の促進、下水道施設の整備・機能強化等への技術的支援		○	○		
245		浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進	浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備、BCPの検証・見直し		○	○		
246		事業者におけるBCP等策定促進	県内事業者BCP策定の促進、実効性の高い産業別BCPの策定の支援		○		○	
247		金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等		○		○	
248	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
249	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
250	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
251		道路情報の迅速かつ正確な提供	道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化、インターネット等を活用した情報発信体制の整備	○	○	○		
252		物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
253		物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾BCPの策定・活用		○	○		

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

254		石油コンビナート火災等に対する体制の整備	消防本部における消防資機材導入の促進、火災訓練の実施	○	○	○		
255		石油コンビナート火災等に対する体制の整備	周辺地域住民への防災情報の伝達体制整備		○	○		
256		特定事業者及び防災関係機関との連携等	特定事業者及び防災関係機関との連携した訓練の実施等		○	○	○	
257		港湾BCPの策定・活用	港湾BCP策定・活用、広域複合災害への対応力強化		○	○		
258		有害物質の流出対策等	事故時の応急措置や環境調査に活用する情報整理、事故発生を想定したマニュアル整備等	○	○		○	
259		アスベスト対策	アスベスト建材使用の可能性の高い建築物リストの整備、防じんマスクの備蓄		○	○	○	
260		NBC災害に対する資機材の整備	消防及び警察における化学物質等によるNBC災害に対応する資機材の整備	○	○	○		

4-3 広域防災拠点である阿蘇くまもと空港や、海上輸送の拠点となる港湾・漁港の機能停止による地場経済への甚大な影響

261	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
262	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾BCPの策定・活用		○	○		
263		空港の機能強化	阿蘇くまもと空港のコンセッション方式によるターミナルビル機能強化等	○	○		○	
264		空港の機能強化	天草空港の駐機場の強化、ターミナルビルの防災拠点化		○			

4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による県民生活・商取引等への甚大な影響

265	○	事業者におけるBCP等策定促進	県内事業者BCP策定の促進、実効性の高い産業別BCPの策定の支援		○		○	
-----	---	-----------------	----------------------------------	--	---	--	---	--

4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響

266		国のブッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	物資集積拠点から各避難所への物資供給体制の整備	○	○	○	○	
267		国のブッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	ライフライン事業者との協定締結、重要施設の共有		○		○	
268		国のブッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施		○	○	○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
269		国のブッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備	「九州・山口9県災害時応援協定」等による供給体制の多重化、強化		○			
270	○	家庭や事業所における備蓄の促進	啓発を通じた県民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進		○	○	○	○
271	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
272	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
273	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
274	○	災害時の活動拠点等の整備	道の駅の防災機能強化に向けた整備	○	○	○		
275	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化	○	○	○		
276	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾BCPの策定・活用		○	○		
277	○	空港の機能強化	阿蘇くまと空港のコンセッション方式によるターミナルビル機能強化等	○	○		○	
278	○	空港の機能強化	天草空港の駐機場の強化、ターミナルビルの防災拠点化		○			

4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

279	応急給水、水道の応急復旧体制の整備	連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有等実施		○	○			
280	○ 生活用水の確保	住民や市町村における生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○			○
281	○ 生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○			○
282	○ 生活用水の確保	市町村と事業所等における協定締結等の促進		○	○	○		
283	○ 生活用水の確保	市町村における防災井戸の整備等の支援		○	○			

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

284	農業生産基盤の整備及び保全管理	農業生産基盤の整備及び保全管理による農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮		○	○	○		
285	鳥獣被害対策の推進	地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進		○	○			○
286	適切な森林整備の推進	伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備		○	○	○		
287	治山・砂防施設等の計画的な整備の推進	治山施設や砂防施設の整備、盛土造成の安全対策指導などを推進	○	○				
288	中山間地域の振興	中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダー育成等		○	○	○	○	○
289	自然公園の施設等に関する対策	必要箇所への落石防止施設や退避壕などの整備、老朽化施設の再整備	○	○	○			

4-8 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

290	農地・農業用施設等の保全	排水機場やため池等の農地・農業用施設の整備、維持管理		○	○	○		
291	災害時の集出荷体制等の構築	広域的な選果機能等を代替・利用する体制構築に向けた取組みの支援、農林道の整備及び維持管理		○	○	○		
292	災害時の集出荷体制等の構築	卸売市場の防災・減災に対応した施設整備の取組みの支援		○	○	○		
293	農業施設等の耐候性等の強化	園芸生産地における事業継続計画(BCP)の策定、協力体制の構築		○	○	○		
294	農業施設等の耐候性等の強化	耐候性強化型ハウスの導入の促進		○	○	○		
295	漁港の防災対策	漁港施設の耐災化の推進、老朽化対策、埋塞対策等		○	○			
296	農業保険・漁業共済加入の促進	農業保険・漁業共済加入の促進		○	○	○		

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等			
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等
4-9 火山噴火による地域社会への甚大な影響							
297	○	阿蘇山噴火時の避難体制の整備	火山防災に関して、市町村における避難場所や避難経路、施設の整備	○	○	○	
298	○	阿蘇山噴火時の避難体制の整備	阿蘇山火山防止マップの周知、噴火警戒レベルや火山災害時の避難の必要性等の啓発	○	○	○	
299	○	阿蘇山噴火時の避難体制の整備	防災行政無線、サイレン等、情報伝達手段の多様化		○	○	
300	○	登山者情報の把握の推進	登山届の提出に係る周知徹底		○		
301	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備、見直し等		○	○	
302	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○	
303	○	防災訓練の実施	研修実施、災害対応経験職員の参集体制の構築等		○		
304	○	農業保険・漁業共済加入の促進	農業保険・漁業共済加入の促進		○	○	○
305	○	農業施設等の耐候性等の強化	園芸産地における事業継続計画(BCP)の策定、協力体制の構築		○	○	○
306	○	農業施設等の耐候性等の強化	耐候性強化型ハウスの導入の促進		○	○	○
307		降灰対策の推進	健康被害への影響防止や道路等の降灰除去に必要な資機材確保等	○	○	○	
5-1 テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態							
308		防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	防災拠点施設等の非常用電源の整備、災害時の電力や燃料の供給に関する協定締結等		○	○	○
309		通信手段の機能強化	防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結等		○	○	○
310		通信手段の機能強化	衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備		○		
311		通信手段の機能強化	国、電気通信事業者との電源車や通信機器等の支援確保のための連携体制の構築	○	○		○
312		通信手段の機能強化	関係機関と連携した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保		○		
313		通信手段の機能強化	通信指令システムの耐災性の強化、統合型地理情報システム(GIS)の研究開発	○	○	○	
314		郵便事業の継続に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○		
315		郵便事業の継続に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化	○	○	○	○
316		郵便事業の継続に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○		
317	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○	
318	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築		○	○	○
319	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやホームページを活用した情報発信体制整備		○	○	
320	○	避難指示等の適切な発令	避難指示等の適切な発令のため、市町村への情報提供、国のガイドラインに基づく発令方法の見直し		○	○	
321	○	避難指示等の適切な発令	防災講座等による5段階の警戒レベルの意味や重要性の周知・啓発		○	○	
322	○	事前予測が可能な災害への対応	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等		○	○	
323	○	事前予測が可能な災害への対応	危険が迫る前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発		○	○	
324	○	事前予測が可能な災害への対応	住民一人ひとりの避難行動を時系列に明確にした「マイタイムライン」の普及及び活用		○	○	○
325	○	事前予測が可能な災害への対応	想定浸水深や避難場所などの防災標識(リアルハザードマップ)の整備促進		○	○	○
326	○	事前予測が可能な災害への対応	円滑に広域避難が実施できるよう、平時から市町村における準備・検討を促進		○	○	
327		情報伝達体制の整備と地域の共助	市町村と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動強化、地域防災リーダーの育成等		○	○	○

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
5-2 電力供給ネットワーク(発電場所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止								
328		電力供給に向けた燃料供給体制の構築	国、石油連盟及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築、中核SS制度の周知等	○	○		○	
329		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
330		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓閉体制構築	○	○	○	○	
331		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
332		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
333		防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化	電力事業者と平時からの連携強化		○		○	
334	○	防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入	自立・分散型エネルギーの導入		○	○		
335		長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築	国、石油連盟及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築と中核SS制度の周知	○	○		○	
336		電気BCPの策定	電気事業者におけるBCPの策定の促進		○		○	
337	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
338	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾BCPの策定・活用		○	○		
5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止								
339		都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給に向けた燃料供給体制の構築	国、石油連盟及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築、中核SS制度の周知等	○	○		○	
340		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
341		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓閉体制構築	○	○	○	○	
342		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
343		社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
344	○	長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築	国、石油連盟及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築と中核SS制度の周知	○	○		○	
345		ガスBCPの策定	ガス事業者におけるBCPの策定の促進		○		○	
346	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
347	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾BCPの策定・活用		○	○		
5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止								
348	○	水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化等の促進		○	○		
349	○	応急給水、水道の応急復旧体制の整備	連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有等実施		○	○		
350	○	生活用水の確保	住民や市町村における生活用水の確保のための事前の備えの促進		○	○		○
351	○	生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発		○	○		○
352	○	生活用水の確保	市町村と事業所等における協定締結等の促進		○	○	○	
353	○	生活用水の確保	市町村における防災井戸の整備等の支援		○	○		
354		上水道BCPの策定	上水道BCP策定の支援		○	○		
355		工業用水道施設の強靭化	工業用水道施設の耐震化、更新等の推進		○	○		
356		九州内の工業用水道事業者間の連携体制の整備	九州内の工業用水道事業者間で備蓄品情報の交換及び定期的な訓練実施		○	○		

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
357		下水道施設等の耐震等	県及び市町村の下水道施設の耐震化・耐水化、ストックマネジメント計画に基づく計画的な点検・維持修繕・改築等		○	○		
358		下水道施設等の耐震等	マンホールトイレ整備の促進		○	○	○	
359		浄化槽の整備等	合併浄化槽への転換、災害時の浄化槽の被害等調査及び早期復旧を行う体制の整備を支援		○	○	○	○
360	○	下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備		○	○	○	

5-5 幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

361	交通ネットワークの確保に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○				
362	交通ネットワークの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓閉体制構築	○	○	○	○		
363	交通ネットワークの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○				
364	交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備	鉄道施設の耐震化、地域鉄道が被災した場合の早期復旧や代替公共交通の確保	○	○	○	○		
365	交通ネットワークの確保に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○			
366	交通ネットワークの確保に向けた港湾整備	港湾BCPの策定・活用		○	○			
367	○ 公共交通機関に係る情報体制の整備	交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化		○		○		
368	従業員等の一斉帰宅抑制等の促進	事業所等での交通機関の運行情報や家族の安否情報の確認、大雨・台風等が予想される場合の早期帰宅等の啓発		○		○		
369	従業員等の一斉帰宅抑制等の促進	帰宅困難者用の職場での待機に必要な物資や資機材の備蓄		○		○		
370	地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓閉体制構築	○	○	○	○		
371	地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○				
372	沿道建築物の耐震化、通行空間の確保	緊急輸送道路沿いの建築物の耐震改修、無電柱化等	○	○	○	○	○	
373	被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○		
374	○ 交通安全施設の耐震化等	耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等		○				

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域会意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

375	罹災証明書の速やかな発行	市町村職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○			
376	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝送装置を活用した被害情報収集		○	○			
377	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	JAXAとの連携による人工衛星を活用した建物被害の推定		○		○		
378	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	市町村が行う林道灾害調査における、ドローン画像解析システムを活用できる人材の確保・育成		○	○	○		

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

379	復旧・復興を担う人材の確保	建設産業の魅力発信、就労環境の整備、資格取得の支援等		○		○		
380	復旧・復興を担う人材の確保	建設関係団体等との連携体制強化、訓練等実施	○	○	○	○		
381	復旧・復興を担う人材の確保	建設DXの取組みによる生産性向上、業務体制見直しによる働き方改革の推進	○	○	○	○		
382	学校における人材の育成	災害対応の専門的知識を有する人材育成		○				
383	災害ボランティアとの連携	KVOAD、JVOADとの協定に基づいた関係を築き、新型コロナウイルス感染症への対策も含め、対応力を強化		○		○		
384	災害ボランティアとの連携	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築		○	○	○		
385	○ 被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○		
386	被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備	文化財保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成	○	○	○	○		
387	埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備	埋蔵文化財発掘調査等の専門的知識や技術を持つ人材確保・育成	○	○	○			

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態								
388		災害廃棄物処理体制等の構築	市町村災害廃棄物処理計画の見直し支援等		○	○		
389		災害廃棄物処理体制等の構築	仮置場候補地の選定		○	○		
390		災害廃棄物処理体制等の構築	市町村での災害廃棄物処理困難な場合、県が処理を代行する体制整備		○			
391		災害廃棄物処理体制等の構築	損壊家屋撤去や大量の災害廃棄物処理について他都道府県及び関係団体等と相互協力のための連携強化		○	○	○	
6-4 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態								
392	○	罹災証明書の速やかな発行	市町村職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○		
393		被災者の住まいの確保と再建	応急仮設住宅の確保と住まいの再建支援策を活用した、被災者の住まいの再建支援		○	○	○	
394		被災者の住まいの確保と再建	応急仮設住宅建設の省力化・迅速化による被災者への早期の住まいの提供		○	○	○	
395		被災者の住まいの確保と再建	木造仮設住宅の利活用の推進		○	○	○	
396		被災者の住まいの確保と再建	老朽化した公営住宅団地の更新や長寿命化のための改修の促進		○	○		
397		地籍調査の実施	地籍調査事業の促進による土地境界等明確化		○	○		
398		自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等	県民への地震保険制度の周知・啓発		○	○	○	○
399	○	災害ボランティアとの連携	KVOAD、JVOADとの協定に基づいた関係を築き、対応力を強化		○		○	
400	○	災害ボランティアとの連携	ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制構築		○	○	○	
401		相談体制の整備	各種相談に対応するための体制整備		○	○		
402	○	金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等		○		○	
6-5 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
403		迅速な復旧・復興に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
404		迅速な復旧・復興に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
405		迅速な復旧・復興に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
406		迅速な復旧・復興に向けた鉄道整備	鉄道施設の耐災性強化、地域鉄道が被災した場合の早期復旧や代替公共交通の確保	○	○	○	○	
407		迅速な復旧・復興に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化等	○	○	○		
408		災害時の交通安全対策	迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制整備等		○			
409	○	地籍調査の実施	地籍調査事業の促進による土地境界等明確化		○	○		
410	○	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝送装置を活用した被害情報収集		○	○		
411	○	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	JAXAとの連携による人工衛星を活用した建物被害の推定		○		○	
412	○	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	市町村が行う林道災害調査における、ドローン画像解析システムを活用できる人材の確保・育成		○	○	○	
6-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態								
413	○	罹災証明書の速やかな発行	市町村職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○		
414	○	被災者の住まいの確保と再建	応急仮設住宅の確保と住まいの再建支援策を活用した、被災者の住まいの再建支援		○	○	○	
415	○	被災者の住まいの確保と再建	応急仮設住宅建設の省力化・迅速化による被災者への早期の住まいの提供		○	○	○	
416	○	被災者の住まいの確保と再建	木造仮設住宅の利活用の推進		○	○	○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
417	○	被災者の住まいの確保と再建	老朽化した公営住宅団地の更新や長寿命化のための改修の促進		○	○		
418	○	地籍調査の実施	地籍調査事業の促進による土地境界等明確化		○	○		
419	○	自然災害に備えた適切な保険等の加入促進等	県民への地震保険制度の周知・啓発		○	○	○	○
420	○	金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等		○		○	

6-7 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

421	文化財の防火・耐震対策	国指定等文化財等の防火・耐震対策	○	○	○	○	
422	地域における共助の推進	市町村と自主防災組織との連携強化、自治会等の活動強化、地域防災リーダー育成の充実等		○	○	○	○
423	自主防犯・防災組織等のコミュニティの強化	自主防犯組織等の防犯講話や装備資器材の整備充実等支援		○	○	○	
424	地域と学校の連携	コミュニティ・スクールの推進や学校と地域の連携協働体制強化		○	○		○
425	地域コミュニティの維持	地域コミュニティ維持に係る取組み支援		○	○		○
426	地域コミュニティの維持	被災者孤立防止のため、見守りに資する体制構築		○	○	○	
427	○ 消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
428	○ 消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
429	○ 警察活動に係る県外からの応援部隊の受入体制の整備	県外からの応援部隊の受援体制及び指揮体制の強化、部隊の活動拠点の複数確保等		○	○		

6-8 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

430	正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	警察・消防や関係機関と連携した正確な情報収集や様々な手段による発信		○	○	○	
431	正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	市町村や県内観光事業者と連携体制構築し、正確な情報収集や迅速な情報発信実施		○	○	○	

7-1 広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下

432	広域防災拠点となる施設の耐災性の強化	熊本産業展示場、県民総合運動公園及び県消防学校等の非構造部材も含めた耐震性の強化		○			
433	広域防災拠点となる施設の耐災性の強化	庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等		○	○		
434	広域防災拠点となる施設の耐災性の強化	庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等		○	○	○	
435	広域防災拠点となる施設の耐災性の強化	阿蘇くまもと空港施設の活用体制の構築	○	○			
436	広域防災拠点となる施設の耐災性の強化	「防災道の駅」の選定および施設の耐震化、無停電施設や通信基盤の整備等の防災機能強化	○	○	○		
437	広域防災拠点となる施設の分散化	防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、九州各県との相互補完体制の構築等		○	○		
438	広域防災拠点となる施設の分散化	応急対策や救助活動の拠点となる施設の地域振興局ごとの事前確保	○	○		○	
439	広域防災拠点となる施設の分散化	天草空港のターミナルや駐機場の強化等		○			
440	広域的な災害に対応するための連携体制の強化	国や関係機関、九州・山口各県が参加する広域応援訓練等の実施	○	○	○	○	

7-2 支援ルート及びエネルギー供給の途絶による救助・救援活動・医療機能の麻痺

441	○ 総合防災航空センターの機能強化	総合防災航空センターの計画的な管理・更新により、消防・県警ヘリコプターの活動基盤の維持・強化		○			
442	救助・救急・医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
443	救助・救急・医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市町村	事業者・事業所・団体等	県民
444		救助・救急・医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
445		緊急交通路の確保	平時からの交通管理者と道路管理者の連携体制強化	○	○	○	○	
446	○	医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築	国、石油連盟及び熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築、中核SS制度の周知等	○	○		○	
447	○	医療機能継続に必要な燃料供給体制の構築	関係機関と連携した燃料備蓄、警察施設の給油設備の整備		○			
448		活動に必要な燃料の供給	石油小売会社等との協定等による供給体制の整備、国の補助等活用した燃料補給車の整備		○	○	○	
449	○	災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備	非常用電源や受水槽などの設備整備促進		○		○	
450		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
451		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
452		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
453	○	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
454	○	防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化	電力事業者と平時からの連携強化		○		○	
455	○	防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入	自立・分散型エネルギーの導入		○	○		
456	○	エネルギー供給源の多様性の確保	民間企業の取組促進による太陽光発電・蓄電池等の導入加速化		○		○	
457	○	実動機関のヘリコプターの活用	病院のヘリポートや場外離着陸場の確保・活用及び燃料補給の体制整備		○	○		
458	○	医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、老朽化対策、埋塞対策等	○	○	○		
459	○	医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備	空港施設の機能強化	○	○		○	

7-3 道路等の基幹インフラの損壊により災害対応が遅れる事態

460		迅速な災害対応に向けた道路整備	九州の縦軸・横軸のリダンダンシー確保と循環型高速ネットワークのミッシングリンク解消のための道路整備	○	○			
461		迅速な災害対応に向けた道路整備	県内各地域を結ぶ道路の整備及び点検・維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
462		迅速な災害対応に向けた道路整備	半島防災推進に向けたダブルネットワークの役割を果たす道路の整備等	○	○			
463		迅速な災害対応に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化等	○	○	○		
464	○	災害時の交通安全対策	迅速な道路交通情報の把握や提供を行う体制整備等		○			
465	○	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝送装置を活用した被害情報収集		○	○		
466	○	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	JAXAとの連携による人工衛星を活用した建物被害の推定		○		○	
467	○	被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化	市町村が行う林道災害調査における、ドローン画像解析システムを活用できる人材の確保・育成		○	○	○	